

令和7年第1回安堵町議会定例会会議録

(2日目)

令和7年3月5日(水)開議

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
住 民 生 活 部 長	吉田 一弘	事 業 部 長	廣瀬 好郁
教 育 次 長	富士 青美		
総 合 政 策 課 長	増田 篤人	安 全 安 心 課 長	吉田 貴史
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	吉田 彰宏
子 ども 家 庭 推 進 室 課 長	藤岡 征章	健 康 福 祉 推 進 室 課 長	井上 育久
事 業 課 長	池田 佳永	会 計 室 長	西田 淳二

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議 会 事 務 局 リーダー	吉岡 さとこ
-------------	-------	----------------	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第1 一般質問

4番 福井 保夫 議員

- ① 小・中学生の学力アップについて
- ② 2024年度の「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」（全国体力テスト）について
- ③ 教職員の自己負担について
- ④ 災害用物資について

3番 森田 裕康 議員

- ① リフレッシュ休暇の取得について
- ② 常時使用可能な井戸の設置について

2番 近藤 晃一 議員

- ① 内部通報制度について
- ② 農業担い手確保について

6番 上林 勝美 議員

- ① 地域猫活動への支援について
- ② 町職員の管理職への登用について
- ③ 戦後80年の今年、安堵町の戦争被害の検証と継承について

1番 松田 勝 議員

- ① 企業版ふるさと納税について

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） 改めまして、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（森田 瞳） 只今の出席議員は9名で、定足数に達しております。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。これより、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程のとおりです。

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問をする議員を申し上げます。4番 福井保夫議員、3番 森田裕康議員、2番 近藤晃一議員、6番 上林勝美議員、1番 松田勝議員、以上5名です。

質問時間は答弁を含め60分以内といたします。

4番 福井議員の一般質問を許します。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

（福井議員 登壇）

4番（福井保夫） おはようございます。4番 福井です。よろしくお願いいたします。

まず1番目に、「小・中学生の学力アップについて」。理化学研究所と東京大学の研究グループの調査の結果、小・中学生の半数が睡眠不足である。午後の授業をスッキリした状態で受けることにより、学力アップに繋がり、お昼寝タイム（約10分間）を導入している学校もある。特に、受験のために中学3年生には必要と思われる。安堵小・中学校でも実施してみてもどうか伺います

2番目に、「2024年度の「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」（全国体力テ

スト)について」。安堵小・中学生の現状について伺います。

3番目に、「教職員の自己負担について」。千葉工業大の教授らによる調査で、全国の公立小・中学校に勤務する教職員を対象に、授業や部活動に必要な経費を自分で負担したかの調査で4人に3人が自腹を切ったことがあると答えた。安堵小・中学校の現状について伺います。

4番目に、「災害用物資について」。1月に内閣府が都道府県市区町村ごとの災害用物資の備蓄状況を公表した。主食は一定量が確保されているが、簡易ベッドが不足しているという結果である。安堵町の備蓄状況について伺います。

以上4点です。よろしく申し上げます。

議長（森田 瞳） はじめに、「小・中学生の学力アップについて」答弁を求めます。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士教育次長。

（富士教育次長 登壇）

教育次長（富士青美） おはようございます。教育委員会事務局 富士です。よろしく申し上げます。それでは、福井議員の1問目、「小・中学生の学力アップについて」答弁させていただきます。

当該調査機関の調査結果から、成長期である小中学生にとって睡眠不足は心身の発達に悪影響を与え、生活リズムの乱れから不登校に繋がるケースもあると指摘されているところです。

その対策の一つとして、議員の御質問にもありますように、短い午睡時間を設けている学校もあります。そのような事例は全国的にも僅かであり、本町町立学校におきましては、現在そのような時間は設定しておりません。

導入できるか否かにつきましては、学校現場の事情もあることから、先生方の声も聴きながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4番（福井保夫） これと言ってしてないと。全国でも、ようテレビでも、いろんな状況をやったりしてます。午後、眠たそうな生徒が多いとかいうようなことがあれば。また、中学3年生は受験もあり、かなり授業にね、身を入れてやるというのも必要かと思われれます。

教室も余っていると思います。有志ですとか、またね、学年で試してみるとか。いろいろやったらいいと思うんです。ちょっとでも生徒のね、ためになることであれば、必要と思われれます。

先生でも、やってみたいと思う人もおるかもしれないし。ここでこういう形で取り上げさせてもらったのも、また先生もね、やりたい、やってみたいという人は、しやすいと思います。そういうこともひっくるめて、ちょっと取り上げさせてもらいました。

一般の企業でも今ね、昼休みにちょっと睡眠、軽く取って午後のね、業務にしっかりとというようなこともあります。ちょっとこう、居眠り程度で寝るといふの、物凄くあれです。私もプロ野球の世界にいました。ちょうど、自分とこの持ちゲームでは、相手方が練習しておるときに物凄く時間もありません。その日の体調で、ちょっとあれやなどと思ったらロッカーで皆、仮眠を取ったり、選手によってはマッサージで、先発ピッチャーとかは、ちょっと10分程度のマッサージを受けながら寝るとかね、そしたらやっぱりすっきりした感じになるのは事実と思います。

学校だけでなく、この安堵町の役場の職場でも、ちょっとね、昼休みにそういうことも必要なと思われれます。

せやから、さっきも言いました。先生がね、ちょっとやってみようかということで、これを取り上げて、また議会だよりに載せることで、ちょっとやってみたいですというようなことがあれば、またね。素直な感じでスッとやってみてくださいというようなことをまたお願いしたいと思います。

これは、この質問は、これで終わります。

議長（森田 瞳） はい。次に、「2024年度の「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」（全国体力テスト）について」答弁を求めます。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士教育次長。

（富士教育次長 登壇）

教育次長（富士青美） 福井議員の2問目の質問にお答えさせていただきます。

体力テストは、子どもたちの健康づくりを推進するため、また、子どもたちの様々な健康問題に対処するため等の目的で毎年実施しています。2024年度の結果について御説明いたします。

安堵小学校の児童の体力総合評価は、小学5年生を対象にしたものであり、男女ともに奈良県平均、全国平均値を下回っておりました。また、安堵中学校の生徒の体力合計点は、男子は各学年ともに全国・県平均より若干低いですが、女子は県平均を上回り、全国平均並みの得点でした。

個々の種目について、県平均・全国平均のスコアと比較しますと、高いもの、同程度のもの、また、低いものもございますが、毎年度に比べて1年後の結果、例えば、前年度中学1年生、2年生であった子どもたちの結果と、今年度の、1年後の、今年度中学2年生、3年生に進級した同じ子どもたちの結果、これを比較しますとスコアは高くなっております。

中学生はこのような実態から、従来どおり体育の授業などで工夫することで、体力アップに繋がっていると考えています。

小・中学校ともに、今回の弱点については、今後も改善できるように工夫していきたいと考えています。

以上です。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4番（福井保夫） 体力、毎年、測ってます。以前にも言ったかもしれませんが、もう小学5、6年生ぐらいから、将来ね、高校でもスポーツしよう、将来やっていこうというような生徒にはもう、そういう生徒を特別に、ある程度いろんな指導、また、食育・食トレも含めて、させていく方がいいのかなと思います。

将来あまりスポーツしない生徒、もうスポーツを楽しくね、やったらいいと思いますし、そんなに力を入れすぎなくても私はいんじゃないかなというような気もしま

す。

昔でしたら、最近はどうかちょっと知りませんが、小学生で朝早く、冬でしたら縄跳びさすとかね、ちょっと早く来て。そんなことは今、小学校でやっとなんですかね。ちょっと。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士教育次長。

教育次長（富士青美） 福井議員が今おっしゃったように、昔は朝、全体的に外で縄跳びしてみようとか、そういう時間を設けていた時代もあったようですが、現在は、わざわざそのような、あえて設けていることはございません。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） 体力をつけるのに以前、遊ぶ場所がない。いろんなことをひっくるめて中央公園を水曜日でしたかね、あれは。ちょっと時間を解放してもらったりしてくれましたね。そういうこともあるんですけど、未だにやっぱり日頃、特に小学生ぐらいが、する場所がないような気がします。

私の住んでる、かしの木台でも最近、キャッチボールとかして近所に何か被害が出て、看板をここ 2、3日のうちにな、ちょっと取り付けて、禁止という。ますます何かもう場所がないなという気が最近してきてます。

なんか日頃のね、私は小学校、岡山県の津山市の小学校だったんですけど、もう日頃、小学校もグラウンドは自由に使えたし、そこでみんな走ったりキャッチボールしたり、遠投ね、どれだけ投げれるか。日頃からもう午後はそんな感じでばかりやってきました。

土日は、ソフトボールでしたけど、そういう感じだったので、ちょっとね、その体力アップどうのこうの。学校だけでは、絶対その授業の中では無理と思います。やっぱり日頃からそういう場所がね、今ほんまに安堵町ないです。はっきり言うて。

そやから、その辺もね、ひっくるめて今後の課題といいますか、いろいろ検討して欲しいなど。遊水地の所でね、多目的にできる広場が出来れば、といってもまだちょっ

と先ですし、そういうこともひっくるめて、また町長にもちょっとその辺を頭に入れて
といていただいて、子どもらが自由に、こうね、いろんなスポーツしたりできる場所
があれば、親御さんも一緒になって、特に小学生低学年の時が一番重要でですんで。そ
ういう面もひっくるめてね、ちょっとお願いしたいと思います。

町長どうでしょうか、ちょっと。この場所的なもんで。

町長（西本安博） はい。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

町長（西本安博） 自席から失礼いたします。こんな比較にはならんのですが、我々の小
さい時で言うたら大体、キャッチボールをしても、チャンバラをしても、追いかけて合
いをして大体、道路か、お宮さんの境内で遊んでおったという記憶がございます。

ところが、やはり昨今の交通事情、いろんな住宅事情等々を考えますと、ちょっとそ
れも非常に難しいかなと思うという思いもございまして、やはりフリーに子どもた
ちが遊べるような場所については、やはり遊水地のことも含めて、十分に視野に入れ
て考えていきたい、このようには考えております。

以上でございます。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4番（福井保夫） ちょっといろんな広場、余計に遊水地の所で、そういう場所がちょっと
ね、あればいいのかなという気がします。

ちなみに、私の小学校からはプロ野球選手が二人出ました。現在も、私ともう一人、
今オリックスでコーチしてます高橋 信二君。これも幼小中の後輩です。アマチュアで
活躍したハヤセ君というのがあります。

それから、ちょっとスポーツでもあれなんですけどJ R Aの騎手、未だに現役で、古
川 吉洋という騎手もいます。スポーツ関係ないですけどB' zの稲葉君もいます。

いろんなあれがあって、この前の安堵町のね、ちょっとズレますけど150周年が
あった時に、私の小学校では、こういうものを作ってね。

(資料提示)

4番(福井保夫) 過去のいろんな活躍したとか、これをその時の生徒さんに配ったと思うんですよ。安堵町では富本さん、今村さんとか、そういうのもあそこの小学校のところにね、ちょっとこう飾って、こういう展示なんかをして、とかいうことも必要じゃないかなという、この前の150周年で、ちょっとそういう気もしました。

今後いろんな意味で子どもたち、だんだん生徒も少なくなってきました。もう最低でもやっぱり1クラスは、という気も。それを守っていきたいなど。

また、それに合ったいろんなね、場所を確保できるんじゃないかなと思います。学校、今はそんな自由にグラウンド、という訳にもいかんでしょ。いろんな問題ね。変な人が入ってきてね、また事件があってもあれですし。そやからその辺をまたちょっと町長におかれましても、ちょっと考えていただきたいと思います。

この質問は、これで終わります。

議長(森田 瞳) はい。次に、「教職員の自己負担について」答弁を求めます。

教育次長(富士青美) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。富士教育次長。

(富士教育次長 登壇)

教育次長(富士青美) 福井議員の三つ目の御質問、教職員の自己負担について答弁させていただきます。

千葉工業大学の教授らが2022年度に実施したアンケート調査結果では、教員の自己負担は赤ペンやシールなどの消耗品から、修学旅行の下見にかかった費用まで多岐に渡っていました。

教師の自己負担には、よりよい授業をするために積極的に負担している積極的負担。状況に応じてやむを得ず負担している消極的負担。そして、自己負担せざるを得なかった、納得がいかない強迫的負担。というものに大きく三つに分類され、いわゆる経費について自己負担しているケースがあるようです。

本町の小・中学校では、目立ったものはございません。教材を作成したり、一般的に使用する文房具や画用紙などは、事前に公費で購入していますが、急遽必要となった

物品については、教員が負担することもあると聞き及んでいます。

また、部活動に関しましては、県から教員特殊業務手当の支給や公式戦参加に係る旅費などは支給されますが、試合における審判服などは自身で購入しているケースがあります。

今後は、公費対象の物は予算の範囲内で適切に執行するよう、改めて学校現場に伝えてまいります。

以上です。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4番（福井保夫） この質問をしたのはね、少額だったら皆、請求しないというような、その学校の雰囲気になってないかと思ひましてね、ちょっと質問させていただきました。

やはりその雰囲気、いろんなあれがあると思うんで、もうそんな皆してないねんと。ずっと昔から。というので、やっぱりそういう細かいことでもね、先生として、よその学校では、こんな部分まできちとしてたのに。というようなことがあってもね、やっぱり仕事上、いろんな意味で今、特に先生のね、仕事が多いとか、そこにプラスまたこういうことでストレスたまって、嫌になってくるということもあるかもしれません。

せやから、そういうことがないようでしたらね、それでいいと思います。さっき次長からの、試合における審判服などは自身で購入してると。その辺は、もしあれでしたらね、町から支給してもいいんちゃうかなという気も、ちょっとしましたけど。

その辺、どうでしょうか。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育次長。

教育次長（富士青美） 審判服については、スポーツの試合においては、教員が引率してスタッフをしている関係で、審判に当たったものが着用するものでございます。ですので、これは学校として購入するとなると、ユニフォームという規定はございませんけれども、その先生がまた今後そのスポーツの顧問を別の移動先でも続けていかれるな

らば、御自分の必要な物となる物かとも考えられますので、他の学校でも審判服を自費で購入されているところもあるのかなと推測されるところです。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4番（福井保夫） また検討をしていただくということで、お願いしたいと思います。そういう悪い雰囲気にならないように、日頃から校長先生なりに、またいろいろ教育長の方から言っていたきたいと思います。

この質問は、これで終わります。

議長（森田 瞳） 次に、「災害用物資について」答弁を求めます。

副町長（富井文枝） はい。

議長（森田 瞳） はい。富井副町長。

（富井副町長 登壇）

副町長（富井文枝） 改めまして、おはようございます。それでは福井議員の「災害用物資について」お答えをさせていただきます。

当町での、現在の主食以外の備蓄全般の在庫状況でございますが、まず仮設トイレ5棟、そしてマンホールトイレが8基。それから簡易トイレでございますが、それが60台、そして携帯トイレとして3,000回分。それから毛布3,200枚、段ボールベッド10セット。そしてパーティションにつきましては190枚。それから大人・子ども等のおむつ。それから生理用品等が4,000枚程度という形となっております。

在庫については、以上の状況でございます。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4番（福井保夫） 調査と、またそのね、人口に合わせてこのくらい揃えとか、そういうことはあったのですかね。どうでしょうか。

安全安心課長（吉田貴史） はい。

議長（森田 瞳） はい。安全安心課長。吉田課長。

安全安心課長（吉田貴史） 自席より失礼します。福井議員の御質問にお答えします。

内閣府から県を通じて照会があった際、特段基準はなく、純粹に在庫数の調査を求められたものであります。

以上です。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4番（福井保夫） 調査ということで、あくまでということです。よその現状もわかるんですけどね。段ボールベッドが10セットということで、ちょっと少ないかなという気もしますが、その辺はどうなんでしょうかね。

安全安心課長（吉田貴史） はい。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

安全安心課長（吉田貴史） 福井議員の御質問にお答えします。

当町では、避難所を開設する場所として、和室が主流となっているため、必要最低限の確保をしております。

しかしながら、平成31年に当町とセツカートン株式会社及びJパックス株式会社の3者で「災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定」を締結しており、有事の際は、必要数量の段ボールベッド関連物資等を要請できる体制を構築しております。

以上でございます。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4番（福井保夫） そしたら、いろんなどころからの協力を得られるということですね。他の市町村もあるし、奈良県が全滅というようなことはないでしょうし、そういう時に、ね、またいろんな協力を得られたらと思います。

簡易ベッドと食料に関しては、あれなんですけど、土のうの備蓄とかね、そういうのはどういう状況か、ちょっとお伺いしたいです。

安全安心課長（吉田貴史） はい。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

安全安心課長（吉田貴史） 福井議員の御質問にお答えさせていただきます。

土のうに関しましては、災害対策として、区長会において必要個数の照会を行い、毎年7月から8月頃に、要望があった地域に配布しております。

また、土のうを作成する元となる砂に関しても、毎年予算を計上しており、常時確保をしております。

災害時に即時、土のうを作成する体制、できる体制を構築しております。

以上でございます。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4番（福井保夫） 私が今、住んでます、ちょうど裏の岡崎川と、その間の溝のような所と、道路の所があります。私、昭和62年か3年にかしの木台に来まして、それからの間で約2回、3回かな、もう正味、家の方にあふれてくるような状況。そやから岡崎川と、その間の所が、もう水が正味でこう流れていっとるといようなことがありました。

家の通りの所、十何軒ありますけど、そこにね、土のうと言っても、かなり数いると

思うんですよ。そやから私が気をつけとるのは、とにかく水がこう来でしたら、その通りの人に声を掛けて、もう、ちょっと避難しましょうと言うような方が、もう早いのかなという気がします。

そやから、現時点であの通り、本当にもう川みたいになって、それが一つの、岡崎川だけのあれが助けられとるのかなという。貯水池というか遊水地みたいになっとるのかなという気がしました。

今後ね、窪田に出来れば、またこれだいぶ変わってくるのかなという気がします。と言ってね、その数が、どれだけでもしいった時にね。そやから、前にも言いましたけども、かしの木台の農園にね、ちょっと土のうを置いとくとかいうのも必要かなとも思います。

とにかく、私はもう、大雨になったらとにかく。これはもうあかんというような時は皆に声掛けて、もう移動しましょうという感じだと思いますけどね。今後ね、いろんな意味で備蓄なりしとくなり。小学生に土のう作りをさすとかいうのも、有志を集めてね。いいんじゃないかなという気がします。

それと今、住江の後に、ここ1週間、10日ぐらいでもう一気に建物が建ってきてます。あそこはどういう建物になるんですかね。これは事業課長に聞いた方がよろしいですか。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田事業課長。

事業課長（池田佳永） 自席より失礼します。事業課の池田です。あそこに関しましては、所有されてる会社の倉庫ですね、という形で開業されるとは聞いております。ですので、そういった、また完成後ですね、安全安心課の方から声掛けをしてもらって、また協定を結ぶとか、そういったことも可能かなと思っております。

以上でございます。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4番（福井保夫） またダイゴーさんとかね、あそこと同じように、3階建てなら一番上に

避難するとか、そういう面もひっくるめて、また課長の方から交渉してください。毎日通って、凄いだんだん毎日大きくなっていったというような、最近特に思います。

そういうものもひっくるめてね、全体、いろんな状況が変わってくると思いますし、また課長も大変ですけど、またその辺も避難できる体制を整えてもらいたいなと思います。

最後に、安堵町では坂もない、山もない。東北ではね、山火事になってます。そういう面もひっくるめて、災害の少ない安堵町に住んでることに感謝せなあかんのちゃうかなという気がします。

そういう面ではね、また一つの売りというか、安堵町は、いいところですよ。災害少ないですよということも、呼びかけるというのも、これだけは先はわからないことですけど、そういうのも一つの、町の長所かなと私も48年ほど住んでますが、そう思います。

そういうこともひっくるめて、安全安心課の課長、頑張ってください。

これで、私の一般、

議長（森田 瞳） ちょっと福井議員、まだ福井議員の関連で、ちょっと28分ありますので、ちょっと最近気付いたことなんですけども、このベッド数うんぬんのことで今、議員から質問されたんですけど、これ町長ちょっと最近いろいろと、この防災についての考え方の中で常日頃聞かしていただいていたことありました。ベッドだけに限らず。その辺のことをちょっとコメントいただけたらありがたいなと。補足的に。

町長（西本安博） はい。

議長（森田 瞳） はい。町長よろしく。

町長（西本安博） 自席から失礼いたします。連日連夜、大船渡市のあの山火事、あれ山火事というのですかね、町の方に下りてきてますが、あの情報を見ております。その中でね、私、物凄く気になったのは、いわゆる避難した時の、それぞれの家庭の避難の、どう言うんですか、ベッドって言うんですか。全部こう独立してプライベートが保てるようなベッドになっております。あれ、あんだけの数どこで調達したのかなあと。実は、そこからちょっと僕の視点は、ずっと見ているんです。

やはり、今までみたいに地べたで寝た。それから段ボールベッド。今度はもうプライ

ベートが確保できるような、何ですかね、あれどう言うのか、なっていております。すべてがすべてでないけれど、画像に映ってくるのは、あれが一番先に映ってくるので。これからは、ああいう物をやはり確保して、必要な分を確保していくというのが物凄く大事なかと。これは確保してもどこへ置くやということにもなりますんで、そこはまた業者なり、倉庫の確保なりということもしていく。まずはそれが一つかなと思います。

それと、やはりお手洗い。もう最近は乾パンが何ぼ用意したとか水が何ぼ用意したっていうことの状況から、それはいいんやと。大体できていると。一步進んで今度は、そういうベッド、それからお手洗い。お手洗いも集中するんで、お手洗いに行くのを控えると、そこでまた健康被害が出るということなんで、お手洗いの確保。と言いましても、建物の中のお手洗いというのはもう決まっていますんで、そこに急に大工さんに頼んで手洗いを造る、そんな無理な話やと思います。

ですから、応急的に、やはり簡易のお手洗い、これもある程度確保すべきかなと。あと浴場。基本的には、よく自衛隊なんか来て大きな浴場で、交代でお風呂に入るということですが、その浴場の確保についても、やはり我々も自衛隊まかせやなしに、どうしていったらいいのかというようなこと。これも考えていかないかん。

いわゆる、乾パンが何ぼ用意した、水が何ぼ用意した。それからもう次の段階に我々も来ているんじゃないかと私は自覚しておりますんで。防災・災害対応としては、今後、そのような方に少し視線を向けていきたい。このようにも思っているところでございます。

ちょうど大船渡の、こんなごついで、やっぱりこれやなあということから最近、特にそういうことを感じているところでございます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 町長、急にありがとうございました。

それと、ちょっと気づいた点なんですけども、2、3日前に、吉田課長の方から、安全安心課長の方から、安堵町で令和6年度、もうあと6年度わずかでございますけども、これはできるかできないかわからないけども、移動用トイレ。これを今、一生懸命獲得にしているということの情報をくれました。課長以下、課の職員の皆さん方、頑張ってください。これが6年度で枠取りが国の方で取れるということになれば、非常にありがたいというような、ホットな情報も聞かさせていただいておりますので、その辺は是非ともまた全力で、6年度の中で、国の方に認めていただくということで、もうあと数日しかございませんけども課長よろしく頑張ってください。

町長（西本安博） よろしいですか。

議長（森田 瞳） はい。町長よろしく。

町長（西本安博） 具体的には、そういうことでございまして、まずは財源確保すると。そして昨今のことで、今日、言ってすぐに品物が入るとは考えられません。やはり早く手を打って、できるだけやはり移動用のトイレも確保するというので今、動いておりますので、了解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 課長、その時であればまたいつだって臨時議会、補正を承りますので、臨時議会で言うてくれはったら結構でございますので。約1,000万いただけるみたいです。1,000万の範囲で移動トイレ。どこでも使えるトイレらしいです。車でね。

それともう1点。課長、一生懸命、力入れてくれてはる地域防災。地域防災の件です。ねんけども、この地域防災も、もう安堵町の中で、あと3団体、3、4団体の自治会、大字がまだ未加入ということも、私も聞いてびっくりいたしました。実は、西安堵の方もまだその組織、確立されておられないということで、これももうほんまに恥ずかしい話で、もう私、代表になるから、とにかく人を10名ほど集めて、しっかりと地域防災で取り組んで、一緒に取り組んでいきたいということで、課長に御報告申し上げました。

先ほど、福井議員の方も、かしの木台もないねんで、地域防災。せやから一生懸命ちよっとなつたってくれんことにはやな、これは、なかなか安堵町全体が盛り上がりません。というような実情らしいですので、課長一生懸命頑張ってくれて。

これね、地域防災を立ち上げることによって、自治会で。いろいろやっぱり国から、また県からの、この防災の資材、調達も可能らしいですので、我々議会としてもそれだけ努力していかないとダメだということを私、えらい課長に怒られましたんで。ちよっと御報告しておきます。

以上です。

何かよろしい、他に。

4番（福井保夫） いや、もう。課長、頑張れ。これです。

議長（森田 瞳） はい。これで福井議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続けます。次に、3番 森田裕康議員の一般質問を許します。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

（森田議員 登壇）

3番（森田裕康） 3番 森田裕康です。通告に従いまして一般質問を行います。

1件目、「リフレッシュ休暇の取得について」。職務における一定の時期に、心身の活力を回復及び増進し、また、自己啓発に努めることにより公務能率を向上させるため及び職員採用希望者を増加させるために、リフレッシュ休暇の活用が必要と考えます。

多年勤続者のリフレッシュ休暇の休暇日数及び取得状況について伺います。

第2件目、「常時使用可能な井戸の設置について」。大地震災害が発生すると、上水管が損壊し、使用不全になる可能性が高いと考えます。生活用水不足は、ただでさえ不便を強いられる避難者の生活を一層困難にします。その際、近くに井戸があれば、水不足を解消できると考えます。

町内の使用可能な井戸の数、井戸掘削による生活用水の確保について伺います。

議長（森田 瞳） はじめに、「リフレッシュ休暇の取得について」答弁を求めます。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井副町長。

（富井副町長 登壇）

副町長（富井文枝） それでは、森田議員の御質問にお答えいたします。

多年勤務者のリフレッシュ休暇の休暇日数につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条及び別表2で、特別休暇として規定をさせていただいております。

この規定で、リフレッシュ休暇の休職日数は、勤続年数が20年に達した者及び30年に達した者に対して、町長が定める期間において1日の範囲内の期間としております。

リフレッシュ休暇の取得状況につきましては、該当した職員が取得している状況でございます。

職員の心身の充実を図るため、この休暇がよりよい制度となるように、近隣自治体の状況も参考にしながら、さらに検討は進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

3番（森田裕康） 有給休暇ですけれども、私も公務員してましたので、年間20日で、使用しなければそれが加算されて40日。町長も市の職員をされていたので、よく御存知かと思えますし、また私らの年代というのは、年休をとるということについて、悪みたいなことを言われた時代があります。

それでも、前職の警察においては20年、30年で、やはりリフレッシュ休暇を取るということで、その当時はですね、5日とか7日とか決まっております、今は何かよりよく有効に使えるために、取れるためには日数が決まっていらないです。

なぜ、このリフレッシュ休暇っていうのを一般質問で行うかと言ったら、まず聞いたのが1日しか取得できない。年休ですので、有給休暇ですので20日ある人は20日も取れるんですけども、いっぺんに20日を取る人もいてないと思うんですけども、やはり心身をリフレッシュさせるため、次にやる気を起こすため、仕事のために休むと。休んだら頑張れるという環境を作るのも大事なかなと思います。

当町の、それで有給休暇の消化状況ですね。平均ちょっとわかれば教えていただきたいと思えます。

総合政策課長（増田篤人） はい。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

総合政策課長（増田篤人） 自席より失礼いたします。総合政策課 増田でございます。令和6年中の年次有給休暇の、職員の取得状況の平均でございますが、11日と5時間という状況でございます。

以上です。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

3番（森田裕康） ありがとうございます。大体、全国平均というか、皆、普通11日ぐらいですねけれども、やはりこれから若い人が安堵町を受けようかというのに、やはり休み、給料はもう平均的なものになってきておりますけれども、あとは休みをどんだけ取れるかということも、一つの採用の、一つの要件になってくるかと思うんですね。ですから、多分、取るなということの縛りはないと思いますけれども、なるべく休みを取れるような状況にするということと、ひとつまたこれからちょっとお願いしたいのは、1日という縛りを取っていただいでですね、気楽に取れるようにしていただけるかどうか、副町長ちょっとお願いします。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井副町長。

副町長（富井文枝） リフレッシュ休暇でございますので、目的のとおり、やはりリフレッシュしていただくような形としましては、1日では少ないと認識をしております。

早く、もうすぐにも、また日数の方を増やしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

3番（森田裕康） それとですね、私が20年、30年にリフレッシュ休暇をいただいた時には、警察には互助会というものがあまして、そこの方からお祝い金っていうのが出たんですよね。

どこからお金を捻出するんやということになりますけども、やはり20年、30年、永年勤続で頑張ってきた人には町長からの表彰、そして何か志があればいいと思いますけども。町長それに対して、お答えをお願いいたします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

町長（西本安博） 森田議員のおっしゃるとおりでございます。森田議員と私と、少ししか歳が違わないということで、過去の状況を申し上げますと、私も公務員生活をずっとしておりました。

入った頃は、入社というんですか、入った頃はまず有給休暇を取るのに、こういうことがあって有給休暇を取りたいという、理由まで書けということでした。これはやはり職員の、あるいは労働者の権利ですので、それはそこまで書くのはもう必要ない。ただ、時季変更権ということで、めちゃくちゃ忙しいときに休みくれって言うたら、これちょっと日を変えてくれと。これは時季変更権で、使用者ができる。ただし、それ以外であれば、理由を書くのは必要ないということで、やはり我々の権利というものも順次、変わってきている訳でございます。

その中で、確かにおっしゃるように、他町との、あるいは他都市との比較をしますと、1日というのは、ちょっと私が一番最初に入った頃のものの考え方で1日かなと今、逆に思っております。これはもう今、副町長が言いましたように、やはり世間並みのことは考えていかなあかんということですので、これは早速見直しをしたい。このようには思っております。

あと、プラスアルファで、ちょっと何か表彰をつけたり、何か金一封ということですが、私の前の職場でも確かに金一封もらいました。これは互助会から。私どもの安堵町は、これは互助会解散してるねんな？ 互助会を解散しておりますので、その財源を見いだすということは非常に、互助会からということであれば難しいかな

と思います。

ただ、表彰っていうんですか、頑張ったな、と。これからも頼むぞ、というようなことをどういう形で表すかというのは、これからちょっとまた検討を加えていきたい。このように思っております。

以上でございます。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

3番（森田裕康） 町長、ありがとうございます。本当に前向きな答弁をいただきまして、本当に一般質問してよかったなと今、感じております。

これはやはり、先ほども申しましたように、採用ということと、そして職員の方のやる気。当然やる気は皆さん持ってはりますけど、もっとやる気が出てくるというふうに思いますので、その点よろしくお願いします。

この質問に関しては終わります。

議長（森田 瞳） はい。次に、「常時使用可能な井戸の設置について」答弁を求めます。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井副町長。

（富井副町長 登壇）

副町長（富井文枝） それでは、森田議員の二つ目の御質問、「常時使用可能な井戸の設置について」の御質問にお答えをさせていただきます。

災害の際、水の確保は非常に重要であると認識をしております。町で把握しております井戸は2か所存在しております、いずれも民間企業が所有しております。また、現在1企業が、建設中の敷地内に新たに井戸を設置する予定であると聞き及んでおります。

まずは令和7年度において、3社と災害時における井戸水の給水協力について調整

をし、確保したいと考えております。

なお、個人が所有している既存の井戸に関しましては、現在把握をしておられない状況ではございますが、まずは災害時に応急の、災害対応の応急用協力井戸として利用するための調査及び募集をしていきたいと考えております。そして、届出があった箇所を町が協力井戸として認定をし、災害時の生活用水の確保に繋げていきたいと考えております。

以上でございます。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

3番（森田裕康） 先日、テレビでやってたんですけども、大和郡山市の運送会社では井戸掘りのキット、これ6万円ぐらいで売っております。そして、その会社が井戸掘りをするとなると30万ということで、テレビニュースでやっておりました。

そして、そのあとまた偶然にテレビで、これは番組ですが、井戸を掘るという番組がありました。それで能登半島に行ってボランティアが、その6万円のキット、同じ物だと思んですけども、使って3か所、井戸の掘削の挑戦をしていました。地質の問題があって、3か所のうち1か所しか水が出なかったんですけども、年いっただ方というか、年配の方は御存知のように、ポンプでこうやってやったら水が出るように、もう電気も何も要らないんですね。そういうことで、簡単だということで、これは素人でも井戸が掘れるんやなということは私、わかりました。

現在、私が調べたところ、東安堵の南方が1か所、笠目が1か所。民間っていうか一般の方が所有する井戸があります。生きてるということを確認しておりますけれども、災害の時に使えるかどうかは、わかりません。また、企業にお願いするにしても、災害が起こってから急に水が要るということになると、なかなか難しいかと思えます。

せめて各地区に、将来的には1本ずつ、できたら大きい窪田と笠目に1か所ずつ、井戸を掘っていただいたらありがたいなと思うんです。

町長は、この前ですね、災害時にはトイレ・風呂・ベッドが絶対必要やと言われておりましたので、やはり生活用水がないと、せっかくの、先ほどの説明もありましたように簡易トイレがあっても、水がないと何もなしということですので、副町長、今後の掘削等の予定について、ちょっとお答えをお願いします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

町長（西本安博） 井戸、これはね、一つの考え方としては、もう上水道がこのぐらいに普及しているので、過去の物かなという思いもしないのではないんです。ところが今、森田議員がおっしゃいましたように、井戸の重要性というのは今、改めて災害時にですね、やはりクローズアップされてきているということです。

それで、昔からの生活をしている各村ではね、それぞれの家で結構、井戸はまだ持っているんですよ。ですから、まず各地区で1か所、2か所とかいうことやなしに、どれだけこの安堵町内に井戸があるのかということの調査。これは、まずやるべきかなと思います。

私だって、私の住んでいる所で、何か所かもう井戸あります。私の家にも1か所あります。その他にも1か所、いつも使っている井戸があるんです。畑の水やり用にね。ですから、結構あるんですよ。まずそれを把握、掘るよりもまずそれを把握するということが大事なこと。まずは初動としては、それが大事なことかなと思います。

加えましてね、井戸というのは私の経験から言いますと、災害時にだけ必要なんではないんです。私どもの安堵町の東隣は昭和の工業団地です。いろんな製造業があります。場合によっては、いわゆる土壤汚染も発生しないとも限らないんです。そのような場合には、この大和平野の、この辺りの水というのは、東部の山間から奈良市内のJRの奈良駅の辺りをくぐって郡山、郡山の浄水場、非常に水量が豊富やというのは、実は地下で相当な水脈があるからやと。それから安堵へ来て、大和川のどっかへ抜けているんです。これはもう確実な話でございますんで、土壤汚染で水質汚染が起こったら、まず基本的には井戸の水でチェックするんです。

そういうことも含めたらね、そういう多機能的なことも含めてやはり、まずは使える井戸がどれだけあるのかということ調査するのが、まず第一位かなと思っておりますんで、これは吉田課長の所も含めて内部調整をまずしていきたい、このようにも思っているところでございます。

以上です。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

3番（森田裕康） またも前向きなお話ということで、私らは旧村の方の井戸の状況などは、やっぱり家の中に入って一々確認するというのもできませんので、井戸があるということをお教えをいただいで本当に納得しました。

井戸は必要だと思いますので、また井戸の新たな発見と管理の方をまた課長、安全安心課長の方でお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（森田 瞳） はい。今、この井戸の設置について、常時使用可能な井戸の設置についてという内容で、森田議員の方の質問を終えていただきました。

実は、同時に松田議員の方からも、この同じ内容でもっての質問が出されておりました。この今、お話伺った内容のことをです、関連しながら松田議員の質問を許しますのでどうぞ。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1番（松田 勝） 一般質問の通告書の方です、たまたま二人、同じ井戸ということで、森田議員の方で一般質問させていただいたんですけども、若干ちょっと足りないところの部分というか、私の考え方で足りない部分だけをです、質問をさせていただきたいと思っております。

まず若干、先ほど町長の話もありました水質の関連。これはね、非常に重要になりまして、多分先ほど言ったように、井戸というのは、まあまあ何ほかあるんですよ。私も確認はしてます。ですから、その井戸をまず利用するにあたって水質の確認。というのは、例えば年に1回、2回の水質の確認とともに、地震が発生した後に、先ほど言われたように水質が変わるんですね、要は。ですから、平日頃の水質確認プラス地震発生直後に、そういう人は出せるかどうかというところはありますけれども、水質の確認をやった上で利用するというのが、まず一つだと思います。

それともう一つはですね、安堵町には防火用水というのは、まだまだ何か所かあると思うんですね。東安堵でもまだ2か所ぐらいはあると思うんですが、その防火用

水の利用が可能かどうか。これも同じく、水質がどうかというのは当然ですけども、そういったことが考えられますと。

それとですね、若干、補助金の制度あまり出てなかったんですが、各個人で持っておられる井戸を申請してもらおうと。要は、うちは井戸を持ってるから利用可能ですよという申請を貰ったら多分、国の方から補助が出るというふうには、今なってると思うんですね。町の補助はないと思うんですよ。あったんですかね。ちょっとその辺わからなかったの。なかったですよ。国の方では補助、多分出ると思うんです。

それは、町に申請をした上で、それがOKになったら国の方が、例えば吸い上げるポンプであるとか、浄化設備であるとか、いろいろなものが補助されるということですので、安堵町としては各個人の井戸を、先ほど町長がおっしゃったように申請してもらおうと。それを届けを受理すると。それで、国の方から補助を貰うという段取りもありますから、その辺りもですね、ちょっと確認をしていただきたいなと思ってます。

あともう一つはですね、現在の浄水場の関連ですけども、これ、なくしての県に全部返すという話だったんですけども、来年度の県の工事ではですね、ちょうど安堵町役場の前の道路をずっと行って、新しい水道管を埋設、やり直しするという工事があるんですけども、その時にちょっと耳にしたのは、それが今の浄水場の方まで行くという、その管がね、というところをちょっとお聞きしたんですけども、そうなれば今の浄水場、何かの形で残して、それを利用しようとしているのかどうか。ちょっとそれが、わかりにくいところが私もちょっとあったんで、もし町の方で御存知だったら、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

安全安心課長（吉田貴史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

安全安心課長（吉田貴史） 安全安心課の吉田です。松田議員の御質問の内容の分、防火用水の件ですが、防火用水っていうのは多分、消火栓、防火用に使う消火栓は200か所、防火水槽は22か所あります。消火栓に関しましては、水道の方から水を供給しております。防火水槽に関しましては、なくなったら水道の方から水を足して、ずっとずっと貯めている状況でありますので、防火水槽に関しましては水質

は川・池程度の水質だと思いますので、生活用水に実際に使うとなれば、なかなか難しいのではないかなど。浄化等しないといけないということで。

あと、補助金に関する制度に関しましては、基本的に今、安堵町で一般の家庭の井戸を認定させてもらう場合は一応、無料というか、お願いするような感じで、実際、近隣でやってるところも聞かせてもらったんですけど、実際、災害井戸と町が認定して、町自体はその場所を把握は、してるんですが、一応個人の宅なんて、防災マップとかには載せないっていうのが基本で、例えばその地元の自主防災組織、地元で共有してもらっただけの範囲の共有ということで、個人情報等がありますので、そういう市町村が多いです。

以上です。

議長（森田 瞳） 今の件1点と、そして松田議員のおっしゃってた浄水施設、施設をあれをそのために利用することはできないかということで、おっしゃってたんで。

事業部長（廣瀬好郁） はい。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬部長。

事業部長（廣瀬好郁） 自席から失礼いたします。今の松田議員の御質問の、浄水場の方への引き込み、今年度から役場の前の道路の中に管を入れるという件でございますが、奈良県の県水の桜井浄水場から来ている管を今現在、整備しております。今現在、安堵町は御所浄水場からの供給を受けております。災害等にも対応できるように、桜井浄水場からの水も安堵町の方へ引き込むということで、浄水場へ、その水を入れるということはもう安堵町としてはございません。

令和2年度4月から、安堵町としては県水100%で運用させていただいておりますので、その強化ということで今現在、工事を進めていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） いやいや、飲み水じゃないやんか。上水じゃない。緊急の時に、その所に、今、井戸から話してるねんから、井戸として活用できないのかというのが、浄水施設の井戸は活用できないというのが松田議員の質問やと思うで。

1番（松田 勝） はい。

議長（森田 瞳） はい。どうぞ。

1番（松田 勝） 今、議長がおっしゃったように、要は浄水場というのは、もうなくなるという理解はしてます。ただ、土地が、あれが県の物であるということであれば、なんぼかを県に譲っていただいて、その管がそこまで来てるから何か、ためておくというかね。要はそういうことができないかと。その災害のために。

せやから、元々前提としては、管が破裂したりとか何かで、水が来ないというのが前提ですから、要は、ためる場所がね、あるかどうかと。例えば、そこまで管が来るんですよ、あれね。確か浄水場まで管を新しく来るんですが、その管っていうのは利用は普通しないんですよ、それやったら。その辺が、ちょっとわからなかったんですよ。

要は、その浄水場は何も利用しないのに、管だけここへ来るというのは、何かは、しやおかしいんじゃないかと。せやから、それは利用してどっかでためておけば、言うてみたら、飲み水としてはひょっとしたら無理かもわからんけどね、利用可能なんかなというふうに私は思ったんで、質問させていただきました。

議長（森田 瞳） 部長、浄水施設をそれでね、維持していけば、町の方で維持していけば、緊急的なところで、そういう井戸も可能かどうかということの、可能というか、県の施設になっていくねんから、それ残すかどうかということは、そんな具合悪いかいというようなことで、その辺のことでちょっと説明だけ。

事業部長（廣瀬好郁） はい。

議長（森田 瞳） はい。部長。

事業部長（廣瀬好郁） 令和7年4月から、県水の方へ移管されるということは御存知のところかと思うんですけども、その中で安堵町としましては、県水の水を直接受けまして、そこで直接、町内全体に送水すると。供給していくということの計画になっておりますので、浄水場とか井戸の、ちょっとためてとかいような施設等は、今のところ企業団、4月からの企業団の方では考えておりません。

以上です。

議長（森田 瞳） できないということやな。

事業部長（廣瀬好郁） はい。

議長（森田 瞳） できないということ。

1番（松田 勝） はい。

議長（森田 瞳） はい。どうぞ、松田議員。

1番（松田 勝） 私は、今現在、存続してるものを利用できるかなという質問ですから、あれが利用できないということであれば、仕方がないということにはなりません。

ただ、県としてどうしていこうとしているのかというのは、その一本の管がね、そんなら何の役目を果たすんやというのが、私は疑問に今でも思ってるんですよ。例えば交番からね、北向いてずっと来て、浄水場まで管が来ますよと。その管は何のために来るのかなという思いがあったので、質問させてもらったんですけども。

やっぱりその管は、来るけども利用できないということになるんですかね。その辺りだけ、ちょっと。

事業部長（廣瀬好郁） はい。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬部長。

事業部長（廣瀬好郁） 今、おっしゃられてます災害等での利用というのは、できないです。一般住民さんへの供給をするための管としての利用となります。
以上です。

1番（松田 勝） はい。

議長（森田 瞳） はい。

1番（松田 勝） わかりました。要は、あそこまで延びてるから、利用可能かなと思っ

たんですが要は住民、その間に何軒かありますよね、そこへ持っていかんと、そこが利用できないという理解でいいんですね。そういう意味では。

事業部長（廣瀬好郁） はい。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬部長。

事業部長（廣瀬好郁） そのとおりでございます。一度今の浄水施設、水道の事務所の方へ一旦管を入れていただいて、大元がそこからの供給になりますので、その管と接続して一般家庭の方へ供給ということの使用のみということになります。

1 番（松田 勝） はい。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 今の件については、わかりました。あとですね、防火用水。これも水をためている部分ですから、何かの利用はできるかなと。例えば、飲み水はもう当然ダメですけども、例えばトイレの水であるとか、そういったものには利用できるのかどうか。

そのまま利用できないのであれば、先ほど言った国の補助がありますから、ポンプであるとか、あるいはまた浄化設備を備えることによって利用が、可能性として出てくるのかなというふうに思うんですけども、その辺いかがですかね。

安全安心課長（吉田貴史） はい。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

安全安心課長（吉田貴史） 防火水槽の部分で22か所あると、先ほどお答えさせていただきましたんですけど、実際、防火用の、消防側の消火栓、水道等の消火栓が使えない時に防火水槽、こっこの水利を使うということで、実際、大地震災害とかあった時には、実際、火事等あれば、消防関係は防火水槽を使います。

防火水槽が、言うたらなくなってしまうと、言うたら水道で補給できないので、空の状態になりますんで、常時この大震災とかあった時に、常時あるっていう

のは確定できないものであります。

あと、水質に関しても、実際、消火栓等で消防、火事の際は基本的に主に使ってるんで、防火水槽というのは消火栓が使えない時に使うものなので、結構水質としては、結構ためてから何年か水の入れ替え等をしてないので、水質的には悪いような感じだと思います。

だから、そのまま使うのであれば生活用水、飲み水はもう基本無理ということで、生活用水と言うのも、お掃除とかその辺の生活用水で使う分、それ以下の部分のぐらいのレベルだと思います。

以上です。

1番（松田 勝） はい。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1番（松田 勝） 火災のための防火用水ですから当然ね、残しとかなあかんという意味合いではよくわかります。

あと、利用できるやつがあるかどうかというのは、また今後考えていく必要あるんですけども、先ほど町長がおっしゃったように、とりあえず、個人的に持っておられる井戸がどこにどんだけあるのかという調査をした上で、登録をして貰うということがまず先決だと思いますんで、要は、まるきり井戸がないというわけではないんで、その辺の調査だけですね、的確にやっていただいて、申請を貰って、国の補助を貰って、という格好になるかと思うんで、その辺の設備のね、点検も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（森田 瞳） 松田議員の今の、最後まとめていただいたものと、森田議員の今日の質問の趣旨と一緒になりましたんで、そのことは一応町の方で、一応検討していこうということでよろしくお願ひいたします。

これで森田議員の質問を終わります。

只今、11時15分です。25分まで暫時休憩をいたします。

休 憩（午前11時15分）

再 開（午前11時25分）

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番 近藤議員の一般質問を許します。

2番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

（近藤議員 登壇）

2番（近藤晃一） 2番 近藤でございます。2点について一般質問をさせていただきます。

一つ目でございますけれども、「内部通報制度について」。一つ、ハラスメントに対する実態把握について。二つ、様々なハラスメントや不正等を通報する内部通報制度等の策定についてお伺いします。

また、二つ目でございますけれども、「農業担い手確保について」ということで、昨年から実施されている、大字ごとの意向調査の進捗について、まず伺います。それから、農業担い手が減少し、耕作放棄地の増加が懸念される中、安堵町の農業を守る取組についてお伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（森田 瞳） はじめに、「内部通報制度について」答弁を求めます。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井副町長。

（富井副町長 登壇）

副町長（富井文枝） それでは、近藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ハラスメントに対する実態調査についてでございます。パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等の様々なハラスメントは、個人としての尊厳や人格を傷つけるなどの、人権にかかわる許されない行為でございます。職場秩序の乱れや、業務への支障が生じ、また、人材の損失に繋がり、組織への社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題でございます。

本町のハラスメントへの実態把握につきましては、職員などからの通報や相談があった場合、初動としては、その職員が所属する管理職が、関係者からの事情聴取、そして現地の確認・調査、その他の実態把握を行うこととなります。

調査の結果、内部通報や相談に係る行為に改善の必要がある場合には、また、ハラスメントに該当すると認められた場合には、担当課長及び担当部長がその事案に応じた改善策を講じることとなり、さらにその事案に非違行為が含まれる場合には、安堵町職員懲戒処分実施要領にのっとり、必要な手続きを経て、職員の処分を行うこととなると考えております。

二つ目の御質問でございます。様々なハラスメントや不正等を通報する内部通報制度等の策定につきましては、公益通報者保護法で、事業者の努力義務であり、公益通報従事者の指定、それから体制整備、指針の策定について、現在は、本町では策定には至っていないところでございます。

以上でございます。

2番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

2番（近藤晃一） ありがとうございます。今、御説明いただいた、御回答いただいた内容でございますけれども、まず安堵町の実態といたしましては、今5名の長期休暇者が出ておるといふふうに聞いております。そのうちの4名が、いわゆる心の病気というか、そういう形であるということで、8割がそういう形になっておるといふことで、ちょっと非常に何か原因があるのかなという気はいたしますけれども、この原因というよりも、その実態の把握・調査ということを考えてみますと、こないだの1月7日の奈良新聞で、生駒市の職員に対するハラスメント調査の記事が載っておりました。

それによりますと、調査では、恐らく生駒市ですから800人以上の職員がおられると思いますけども、176件の回答があったと。その中で、ハラスメントと思われる行為を受けたと、こういう回答が61件あったということで、176件の回答のうち30%が、そういうハラスメントはあったのではないかと、こういう回答が出ております。

それから、このハラスメントの内訳ですけども、これは複数回答が可能ということでしたので、パワハラが60件、それからセクハラが6件、マタニティハラスメントあるいは介護休暇に関する件が3件、その他が6件と、こういう調査結果が出たということでございます。

これは、生駒市がハラスメント防止条例を今、審議中で、その策定にあたっての中の一環として、こういう調査を行われたというふうに新聞には出てましたけども、その中には職員の声として、こういう調査を毎年実施して欲しい、こういう記事も載っております。

こういうことから考えますと、いわゆる実態をきちっと把握するということは、職場の実態の洗い出しの効果と、もう一つは職員に安心感を与える効果もあるんじゃないかなというふうに考えますので、急には難しいかもしれませんが、こういうことをするというのは、一考の余地があるのかなというふうに思います。

これについては、いかがでしょう。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。副町長。

副町長（富井文枝） まだ、職員に対してのハラスメント等の調査、実態調査・把握、そして、それに対する対応というのが、なかなか、まだまだ安堵町としては遅れている状況かと認識をしております。

まずは手探りで、厚生労働省のマニュアル等を模索しながら今現在進めているところではございますが、実際の実態調査・把握っていうのが、おっしゃるとおり必要になってくるかと思えます。何か方法としては、どういった方法で調査するかは、またいろいろと検討してまいります。まず把握をする、それから対応するという順序で進めるべきかと考えております。

以上でございます。

2番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

2番（近藤晃一） 今、まず実態を把握することから始まる。そして、そうすることが職員に安心感を与えるということにも繋がると思いますので、また、これもう、いろんな考え方もありますし、やり方もありますし、方法はあると思いますので、ひとつ方向を考えていただくということで、次に進ませていただきますけれども。

今、そういうことがあった場合、これはこっちからの調査ですけども、職員の方々から、いわゆる内部通報するような制度があるかどうかということですけども、それについては今、ないということではよろしいでしょうか。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。副町長。

副町長（富井文枝） 制度的に職員に周知しているということではございません。万が一、ございましたら、今現在でしたら、職員が内部通報を行おうとする場合は、組織体制として、人事担当である総合政策課窓口となるかと思えます。そこに申し出ていただく。そして、その内容について、聞き取りをした後に、内部で処理するのではなく、顧問弁護士と相談しながら、その内容について検討してまいる、そういった方向性になるかと思えます。

以上でございます。

2番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

2番（近藤晃一） 何らかの形でそういう、制度的にはないけれども、周知はしてるということではございますので、そういう通報制度としては確立した形を作れば、よりよいとは思いますが、そういう制度があるということであれば、それで結構かなと思います。

ただ、その通報が、いわゆるその実態があった時にですね、どういう対応をするかっ

てというのが非常に肝心といいますか、難しい問題になると思うんですけども、先ほどの回答の中では、所属部署の管理職が対応しますということであったと思いますけども、そうなりますと、対応のマニュアルがあるかないかということになるんですけども、起こった時には、こういう行動しなさいという、こういうマニュアルがまずあるんでしょうか。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。副町長。

副町長（富井文枝） 先ほども答弁をさせていただきましたが、職場で起こった、課内で起こったことについては、管理職が関係者に聞き取りをして、状況を把握して、内容について、また人事と対応、相談しながらというようなことになるかと思いますが、こういったことを聞き取って、どういうふうに聴取するかというような詳細のマニュアルが、まだ出来ておりません。ですので、ケースによって聞き取りをするということになりますんで、これは早急に一定のルール付けが必要かと考えております。

これについても、早急な作業が必要になってくるかと考えております。

以上でございます。

2番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

2番（近藤晃一） 先ほどから申し上げてますように、アンケートをすとか、調査するとか、あるいは通報制度を作る。これは、なかなかできないと思いますし、一朝一夕にいかないですから、時間もかけてしっかりと決めていかなあかん問題ですし、300人以上の所は義務化されてますけども、100人あまりの組織ですので、そういう義務化もないというところですから、それはそれでいいと思うんですけども。

ただ、対応のマニュアル化だけはね、しっかりとしとかんと、例えば管理職の、いわゆる、その対応する管理職の能力によって、当該者に対する対応が変わってくるということになりますので、不公平という形も出てくる可能性もあります。

また、今度は、その対応する管理職が、自分で考えてせないかんということで、非常にプレッシャーといいますか、そういう負担感が出てくるということもありますので、

やはり起こったことに対する対応は一応、一律のマニュアルを作って、一定の不公平感のない対応ができるように、そして対応する管理職が負担感の出ないような形は、やるべきだと思いますので、その辺をひとつお願いして、本件については質問を終わらせていただきます。

議長（森田 瞳） はい。次に、「農業担い手確保について」答弁を求めます。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬事業部長。

（廣瀬事業部長 登壇）

事業部長（廣瀬好郁） 改めまして、おはようございます。事業部の廣瀬でございます。よろしくお願いたします。只今の近藤議員の御質問にお答えいたします。

議員お尋ねの、意向調査の進捗につきましては、令和5年度に1地区が完了しまして、令和6年度の取組としまして、新たな地区での打ち合せを行っております。

現在は、地元協議に時間を要しております。早急に協議の結果を出せるように行う予定をしております。

また、農業を守る取組につきましては、高齢化に伴い、農地の管理が困難な状況が増加する中、役場窓口に来られた相談者には、安堵町農業者リーダー会議等への依頼を紹介しておるのが現状でございます。

また、規模拡大や、新規就農者を育成するために、国の補助事業の利用を農業委員会や農家組合を通じて、PR活動を行っております。

以上でございます。

2番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

2番（近藤晃一） ありがとうございます。今も答弁いただきましたけれども、昨年的一般質問の中でも、ちょっとさせていただいた内容です。この件につきましては。その時は1地区が終わりかけてるというところでしたかね。最初でしたから時間もかかって、

二つ目以降は、慣れもあるからスムーズにいくであろうというお話を伺っていましたが、今その二つ目が、なかなか進んでないというふうに説明を受けた訳ですけども。

まず、この調査をすることによって、そして、実態を把握して対策を打とうという中の調査で、これだけやっぱり時間かかってしまいますと、非常に結果、いわゆる成果物を出すのが非常に遅くなるということになるんですけども、この遅れる理由っていうのは何なんでしょう。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬部長。

事業部長（廣瀬好郁） 自席から失礼いたします。遅れる理由としましては、現在所有されておられる所有者の方との調整の方が、なかなかちょっとうまくいっていないという状況であると認識しております。

以上です。

2番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

2番（近藤晃一） どういう調整か、ちょっとわからないんですけども、恐らく今、農家の方が一番悩んでおられるのは、自分も高齢化してくる。そして、今ある土地をどうしようかというところを非常に悩んでおられる訳ですから、それに対して相談しましょうということを言う時に、向こうが拒否される理由はないと思いますので、そこはもう少し目的をしっかりと相手に伝えて、そして、そういう調査を早急に終わらせるっていう努力は、お願いしたいと思いますので。

それからもう一つ。スタートラインには、ついたものの、なかなかピストルが鳴らないというような状況になってしまいますので、ちょっとそこは、お願いしたいと思います。

それで、おそらく調査をされますと、返ってくるのは、今、申しあげましたように、もう何とか土地をしたいねんと。もうこういう話しかないと思います。そうした時に、何によってそれをするかということですけども、先ほどおっしゃったように、あとは

もう、安堵町の農業リーダー会議へ渡させていただきます。そして新規就農については、国の補助金の利用等を農業委員会や農家組合を通じてPR活動を行ってますと、こういうお答えですけども、今、おっしゃった農業リーダー会議ですね、安堵町の農業リーダー会議が、かなり高齢化もされてますし、メンバーも固定してるというような中で、今後さらに大幅に増大するであろう、後継者のない農地の管理が、これからも可能かどうかという、この辺はいかがですか。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬部長。

事業部長（廣瀬好郁） 今現在、議員のおっしゃるとおりでございます、今現在リーダー会議自身にも、新たな参加者の募集とか、そういうふうなものも、今現在、行っているところでございます。

しかしながら、なかなかちょっと難しい状況でございます。

以上でございます。

2番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

2番（近藤晃一） 農家自身が、自分の田んぼですら管理ができない中で、そういう、人の田んぼまで預かろうというような方が、なかなか募集できるかどうかというのは、非常に難しい問題になると思います。

それをしっかりと、町の方針として作っていかないことには、いわゆる空き家問題ですね、今、非常に空き家が問題になってます。空き家が、相続が、どんどん進んで誰の所有かすらわからない。そういう実態が農地にも及んでくる可能性がありますので、やはりしっかりとした対応策を今から、そういう空き家問題と同じにならんように取り組む必要があるのかなというふうに考えます。

これも2月の6日の奈良新聞ですけども、農業担い手確保へ、ということで県の方針が出ておりました。それには、いわゆる団体化。いわゆる農家については団体化しましょう。集落への、そういう団体化をしていきましょう。そこへ行くまでに、一番大変な苗づくりですね、苗代の苗づくりを共同でやりましょうという、こういう提案

が出てくる記事ですけども、そういうことをしっかりとやっていく必要があると思います。

それで、今までちょっとお話された答弁の内容を整理しますと、各集落では後継者がなく、預託の希望者が非常に多くなっている。これはもう事実だと思いますし、今まで調査された中でもそういうことであつたと思います。

それから、安堵町で受託機関であります農業リーダー会議は、高齢化して規模拡大は非常に難しい状況であるということ。

それから、これもちょっと町長の方から、堆肥化の問題ですね、発酵の方でいろんな提案をいただいて、私も同行させていただいて、本当に取組としては非常にいい取組だと思ってますし、いわゆる今、思われてるのは、給食の残渣をまず取組の第一歩として堆肥化していこうということですけども、これと併せまして生ごみですね、一般家庭の生ごみまで波及していきますと、非常に大きな堆肥ができることと、生ごみの処理量の非常に大きな節約になるということになると思います。そこまでいくのは非常に困難もあると思いますけども、もし、そういうことを考えるとするならば、この三つをね、有機的に組み合わせるとすれば、どうでしょう。何か部長として、あるいは課長として、何か方向性はあるんでしょうか。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬部長。

事業部長（廣瀬好郁） 今、議員がおっしゃられました、堆肥を作るということですが、先日、議員研修の方でも視察に行かれまして、まずは土づくり、堆肥からということで報告の方をいただきました。私も同じ考えではあります。

町全体として残渣ですね、残渣等、生ごみも含めまして町全体で、そういうことを今後、考えていくべきかなと考えております。

またその辺は、また順序を追って、ちょっと整理していきたいと考えております。

2番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

2番（近藤晃一） ありがとうございます。部長のおっしゃるように、やはり早急にできな

くても、まずは給食の残渣から始めて、どの程度の肥料成分があるのか。恐らく窒素分が中心になってくると思いますけども。あとはリン酸カリ、あるいは、その他の、いわゆる肥料を加えて作物を作るためには、でき上がったものを分析して、そして肥料成分を測ってと、そういうことも出てきますので、しっかりとそういうところを実施して、本当に可能かどうかというところを作っていたいただきたいというふうに考えております。

例えばね、これもう簡単な算数の話ですけども、今、安堵町のホームページでは100ヘクタールの田んぼがありますっていうふうになってます。100ヘクタールで人口が7,000人あまり。そのうち成人が6,000人あまりということになりますので、これはもう生産と消費の関係ですけども。生産者が1反で4石、いわゆる600キロですね、600キロ出来ると非常に上出来ということになりますので、県下平均で3石3斗、400キロあまり。450~460キロになるので、500キロ弱やと思うんですけど、3石出来たとして、1反で450キロできる訳ですので、100町ありますと450トンの米が生産できる訳です。

そこへ、消費者としましては6,000人。成人だけを考えますと6,000人。1年間で消費が30キロとしますと180トン。そしたら450トンの生産のうち、180トンは消費する。消費地があると。市場があるということになりますので、いわゆる堆肥化して作った米だという、ブランド米を安堵町として立ち上げる、そしてそれを安堵町の中で地域循環で消費さす。そういうことが可能になりますと、農家は、窒素分としての肥料を賄いできる。そして消費者としては、安い米が買えるということで、例えば今、米が非常に高くなってますけども、今5キロで5,000円ということは、キロ当たり1,000円です。生産農家が集荷業者に売ってお米は30キロで約1万円程度。そうするとキロ当たり330円ということになります。

ということは、1,000円で買う方のお米は330円で売ったお米やというところで、当然その間の600いくらっていうのは流通費、経費というふうになるんだろうと思いますけども、しかし、それを直に販売することによりまして700円程度、あるいは600円台で売る可能性も、可能になってきますので、住民としては、非常にそういう消費者としてのメリット、そして生産者としては、高く売れるというメリット、こういうメリットもあります。町としては、生ごみが減らせるということで、非常に大きな経費の削減に繋がるということですので、元々そういうことから堆肥化の話も進んでいって、なってると思いますので、是非ともそういうサイクルを作るような方策を行政としてやっていただけたら非常にありがたいというふうに思います。

そのための第一歩として、調査をされてる訳ですから、いわゆる生産者の、そういう

切実な声というのは、もう恐らく、そういうことになると思いますので、そういう形をまず作って、そして生産するための組織、これはもう恐らく集落営農に落ち着くんじゃないかなというふうに思います。

その集落営農が、なぜ発展しないのかと言いますと、非常に煩雑な事務処理が阻害してるというふうに思いますので、その辺の事務処理を行政として、いかに助けていくかということにも繋がってくると思いますので、そういう堆肥、生ごみから、堆肥から始まって、そして生産者、消費者、それを安堵町の中で循環さすという、こういうサイクルを一つ作り上げて、そして一つのモデルとしていくような農業を作り上げていただけたら、非常にありがたいと思いますので、その辺につきましては、ちょっと後半につきましては非常に大きな話でございますので、すぐにはいきませんが、そのための給食の残渣の堆肥化。そこから始めていただいて、そして各大字の農業生産者への調査、これも有機的に今後、噛んでいくような方針で活動いただけるようお願いいたしまして、本件につきましては終了させていただきます。

ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 今、近藤議員おっしゃっていただいた、農業の担い手育成・展開ということも、我々議員全体がですね、昨今、東久留米市、行かさせていただいて、おっしゃっていただいた土壌づくり、堆肥の方も、それに向けて考えていってはどうかというような、いろいろ意見。これは松田議員からの方も昨日、報告あった訳でございますので、これ、総じてやっぱり町の方も、この営農をいかに継続していくかということとを今の時代に合わせてやっぱりやっていかないと、私も同意見でございますので。

というのは、やはりそのために、先般の議会の研修の中で一人、事業課の中で一人、補佐に行っていた。この補佐も、いろいろ意気揚々と帰ってこられたように、私はそういう理解をしておりますので、いろいろと補佐をその意見を展開していただく、そうした組織づくり。

今、組織づくり、彼は補佐の中で一生懸命頑張って、この農業に対しても、担当やっていただいておりますけども、もうちょっとやはり、町行政組織の中でですね、動けるような体制づくりも必要かなと、私はそういうような痛感をしておりますので、また課長も、その辺のことを考えていただいていることと、私、以前ちょっと話したこともございますので、ちょっと何かコメントあればおっしゃってください。どうぞ。

事業課長（池田佳永） 事業課の池田です。自席より失礼いたします。先ほどの近藤議員及び先だつての松田議員の研修報告ですね、今、議長からも一言いただきました。

町としての取組として当然、何らかの答えを出していきながら進めていきたいと、課長自身、考えております。

まだまだ情報収集も行いながら、いろんな分野でいろんなものが足りないという現状でございます。まずは目の前にある、利用できるものですね、それから少しずつ進めていきたいと、今現在、思っております。

ちょうど、うちの課長補佐が研修に同行させていただき、いろんな知識を得てきました。僕もその報告を受けて、今後、課内でのまた話をまとめ、今後町全体ですね、の、いろんな組織の人たちからも手伝っていただきながら、もしくは専用のプロジェクトチームですね、そういったものも、また検討しながらになると思いますけども、まずは事業部の方から声を出していきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員、あとよろしいですか。

2番（近藤晃一） はい。ありがとうございます。

議長（森田 瞳） こんでよろしいですか。

はい。それでは近藤議員の一般質問をこれで終わります。

只今、11時56分でございますので、暫時休憩をいたしまして、午後の部は1時から再開したいと思います。

よろしく願いいたします。

休 憩（午前11時56分）

再 開（午後 1時00分）

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番 上林議員の一般質問を許します。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

（上林議員 登壇）

6番（上林勝美） 議席番号6番 上林です。本日は議長のお許しを得ましたので、一般質問を3問、町に対して行いたいと思います。

まず1問目ですが、「地域猫活動への支援について」。①県内、町内の野良猫の保護や殺処分の状況について。②地域猫活動に対する町の認識について。③地域猫不妊去勢手術費用助成制度の設置について。

大きな2番としまして、「町職員の管理職への登用について」。①女性職員の管理職への登用の状況について。②近年、管理職への昇進を希望しない職員が増えていると聞かすが、実情はどうなのか。また、管理職になると残業手当がつかなくなり、給料が下がるケースがあるとのことだが、実態はどうなっているのか。

大きな3番、「戦後80年の今年、安堵町の戦争被害の検証と継承について」。①安堵町の戦争被害の状況について。②安堵町の戦争被害の認識について。③子どもたちへの平和教育について。④「非核平和都市宣言の町」看板の再掲出について。

以上です。

議長（森田 瞳） はじめに、「1. 地域猫活動への支援について」答弁を求めます。

住民生活部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田住民生活部長。

（吉田住民生活部長 登壇）

住民生活部長（吉田一弘） 住民生活部の吉田でございます。上林議員の質問にお答えいたします。

まず一つ目の質問ですが、町内の猫で、郡山保健所に引き取られた猫の数は、令和6年4月から令和7年の1月まで、このデータで3匹でございました。県全体では、

令和4年度の数値になりますが、引き取られた猫の数は649匹。そのうち、殺処分については、県全体で329匹が殺処分されているという状況です。

次に、二つ目の質問になります。地域猫活動に対する町の認識についてですが、地域猫活動とは、地域住民が主体となっていただいて、地域にいる野良猫の不妊去勢手術を行い、えさのやり方や、ふん尿の後始末など、地域で一定ルールを定めて、地域で野良猫を適切に管理していくという活動であり、それによって野良猫による地域でのトラブルを減らして、野良猫の数も減らしていくと。それとともに、殺処分される数も減らしていくことを目的とする取組であるというふうに認識しております。

現在、町内で、このような活動をされているグループは把握しておりません。

最後に、三つ目の質問になりますけれども、現在、奈良県では、地域住民等が主体になって行う地域猫活動を支援するために、奈良県地域猫対策支援事業が実施されております。この支援事業では、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用を県が負担することとされております。

生駒郡内では、平群町が、この支援事業を活用して、令和6年度の実績として、地域猫対策の5つのグループで、合計19匹の地域猫の不妊去勢手術費用の負担助成が採択されていると聞いております。

今後、野良猫対策として、町内で地域猫活動への支援についての相談等に迅速に対応できるように、来年度当初に奈良県と協議いたしまして、町と協定を締結して、この支援事業を活用できる体制を整えていきたいというふうに考えております。

また、近年自治体に、野良猫に関する苦情や相談、こういう件数が増えており、特に、ふん尿や野良猫へのえさやりに関する苦情が多くを占めております。野良猫への不適切なえさやり行為が、近隣周辺の生活環境に悪影響を及ぼす要因となるため、町の広報紙や、ホームページ等により、注意喚起を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） ありがとうございました。まず最初にお聞きするんですが、現在、奈良県地域猫対策支援事業、こちらの事業に対して協定を結んでる市町村は、ありますか。あったら市町村名でお答えください。

住民生活部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田部長。

住民生活部長（吉田一弘） 現在、把握しておりますのは、大和郡山市、橿原市、桜井市、五條市、香芝市、御所市、葛城市、宇陀市、先ほど申し上げた平群町、明日香村、上牧町、広陵町、河合町、大淀町、東吉野村で、協定を結ばれているというふうに伺っております。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 多くの市町村で、地域猫の対策について苦慮しておるのが現状です。私も、この間、複数の近隣の住民の方から、野良猫が地域を徘徊し、家の庭などで、ふん尿をされることがしばしばあり困っている。猫よけの器具で防止しようとしたが、効果があまりなく、自治会で回覧を回してもらっても、ふん尿が収まらないので何とかありませんか。と声が寄せられました。

同時に、生まれた子猫を自ら引き取って、飼い猫として育てている住民の方も複数、いらっしゃるのが現実です。

今の説明では、令和4年度引き取られた猫の数は649頭。そのうち329頭もの、多くの猫が殺処分されたというふうにあります。平成30年度におきましては、収容頭数が1,153頭、そのうち殺処分が1,031頭であったと、別の資料でありました。9割程度殺処分されていたのが、処分数では半分にまで減ってきているようです。まだまだ悲しい現実が続いています。

その一方で、奈良市のように、令和元年度に殺処分ゼロを達成。自然死、安楽死を除く。令和5年度まで5年間連続殺傷分ゼロを達成している、個別の自治体も生まれています。5年間で集まったふるさと納税7,400万を活用して、市民や地域猫活動ボランティア、民間事業者、動物愛護団体等の協力を得て実現するなど、先進的な事例も生まれてきております。

令和元年6月に改正されました動物愛護管理法では、1.基本原則としまして、すべての人が、動物は命あるものであることを認識し、みだりに動物を虐待することの

ないようにするのみではなく、人間と動物が、ともに生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知った上で、適正に取り扱うよう定めています。

また、動物の飼い主等の責任として、動物の飼い主は、動物の種類や習性に応じて、動物の健康と安全を確保するよう努め、動物が人の生命等に害を加えたり、迷惑を及ぼすことのないように努めなければなりません。

また、みだりに繁殖することを防止するために、不妊去勢手術等を行うことなどが、定められています。

そして、罰則があります。愛護動物をみだりに殺し、また傷つけた場合には、5年以下の懲役または500万円以下の罰金に処せられます。その他の虐待や遺棄を行った者は1年以下の懲役、100万円以下の罰金に処せられます。このように、罰則も非常に厳しくなっております。

町内では、地域猫活動に取り組んでいるグループは、現在把握はできていないのですが、行政が地域猫活動を支援することで、新たにやってみようとする住民の方も出てくるのではないのでしょうか。

3番目の地域猫活動への支援について、相談等に迅速に対応できるよう、年度当初に奈良県と町が協定を締結し、体制を整えていくということですが、その際、町の住民課に地域猫活動の相談窓口を設置して、住民の相談に応じていただけますでしょうか。

県の協定を結べば、手術代は、かからないのは大変助かるのですが、高齢のため、捕獲した猫を病院に連れて行けない。猫を捕獲するスキルがない等、活動の実施が困難な方に対してTNRサポーター、地域猫活動サポーターが支援を行うと補助制度、奈良市で1件当たり5,000円。という補助制度があると助かるのですが、県の制度を活用してTNR活動で実績を上げている平群町などの実績、実態は、どうなっていますか。

以上、伺います。

住民生活部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田部長。

住民生活部長（吉田一弘） まず住民課窓口で、野良猫に対する苦情であったりというのは、今でも御相談の方は賜っております。ただ、なかなか対応策としてですね、住民の方がおっしゃるのは、今、野良猫が地域におると。それをとっ捕まえてどこかへやって

欲しいんやと。いなくして欲しいんやと。そういうのが住民の声なんですけれども、それは議員が先ほど、法のところを紹介していただいたように、行政がそれをするということもできませんので、県の地域猫対策事業の方を御紹介しているというのが今現状でございます。

そしてまた、無責任な餌やりをされているというような住民の方には、保健所の協力も得まして、個別に指導していただいているということが現状でございます。

あとの質問で、平群町の現状については、詳しくはちょっと把握できておりません。申し訳ございませんが、先ほど申し上げたところの把握にとどまっております。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 平群町の方では、なかなか、どういうふうにされてるかということが認識されていないんですが、五つの大字で10数頭もの猫を捕獲して、この県の制度を利用しながら進めているということで、またお聞きいただきたいというふうに思うんですが、なかなかその県の制度を見ましたけど、その中で住民が主体になって、地域で2名をその名前を挙げて、その地域でやりますよということで、町の方からは県を通して捕らえる籠とか、そういう手術代とか。手術代も数万円ぐらいかかるというふうにお聞きしております。そういったことが対応されたり、手術代が免除されたりというふうな、大変な利点があるんですが、先ほど私も文章の中で述べましたが、地域でなかなか、若い人も働いていて忙しいし、お年寄りの方も本当に困ってて、ふん尿の被害で臭いしね、大変困ってるんですけど、なかなかそうやって自分らで、地域で飼い猫と、例えば野良猫をまず識別して、捕獲しないと大変なんですけど、そこらは町はどのように、間違っただけで捕らえてまた手術したら、その飼い猫であれば飼い主に被害が及ぶということになりますので、その辺も併せてサポートしていただかないと、なかなか、間違っただけで手術したとしても、他人様の猫でしたら大変な問題になってきますのでね。

町は、その辺のことは、どういうふうにお考えなんでしょうか。

住民生活部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田部長。

住民生活部長（吉田一弘） 今、まさしく議員がおっしゃったようなこと、それはトラブルにもなります。まずそれがあるから、地域が主体となってやっていただくことが肝要やというふうに考えております。

まず飼い猫と野良猫の区別、これをまずつけないといけないと。行政が、我々職員が捕獲しに行っても、まず飼い猫なのか野良猫なのか、この区別はつきません。実際に、これをやっていただくとなると、まず地域で回覧板を回していただいて、いついつ籠をです、設置しますと。飼い猫は、その間は出さないでくださいとか。っていうのを地域が本当に主体となって取り組んでいただかないと、これ行政が主体となってやるというのは、かなりハードルが高いというふうに認識しております。

そこは、まさしく今、議員がおっしゃった、飼い猫を間違えて捕獲してしまって手術してしまうというようなトラブル。これは大きなトラブルになりますので、まずそこは地域の方が主体となって、ある種、先ほど、二人以上のグループでというのが、県の方でありますけれども、県の方は二人以上となっておりますけれども、それこそ本当に地域の方々の大半の方が賛同していただいて、この活動をやっていただくというのが理想なのかなというふうには考えております。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 地域が主体になって実施していくということで、それも、もっともな話だというふうに考えます。ただ、奈良市の方で5年連続も殺処分がゼロということで、潤沢な、ふるさと納税。それらも活用しながら、そういった保護活動をされてる方に対して、ボランティアで募って名前を登録してもらって、その方にも1件あたり5,000円の補助というのをね、して、無料ではないという形で、それでどんどん進んでるというふうに思うんですけど、この制度があっても利用できないということになれば、やはり前へ進みませんので、町の方で窓口はあるということで、いつでも相談に来てくださいと。猫相談というふうに、それは上げてないですけどね。そういった窓口に掲示するなり、そういうことも併せて考えていただけないでしょうか。

住民生活部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田部長。

住民生活部長（吉田一弘） 住民課の窓口に、看板として猫相談っていうのは、ちょっとそれは掲げることはできないのかなというふうに考えております。

ただ、住民への周知として、地域猫の対策事業というのが、こういうのがありますというのも当然、周知はしていきたいですし、その相談窓口は住民課ですよというところも周知は、していきたいというふうに考えております。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 広報等で周知していただけるということで、なかなか皆さん困ってて、こんだけの多くの自治体でも協定を結んでやっておられて、苦慮してるというのが実情で、なかなか前へ一歩足が踏み出せない実情なんですけど、地域が主体になって、町とともに県の制度を利用しながら、そこで保護活動を実施していくということでは、猫を捕らえても保管していく場所、自治会館か自治会のね、公民館か。そういう場所で保管して、一定程度おいて、これは野良猫だよと間違いなく確認できた猫について、病院へ連れて行くと。またそれは地元の方で、していくというお話なんです。

ほんでまた、手術が終わった猫もまた引き取って、地域に返すというのが一連の流れかと思うんですが、なかなかその住民が、その最初の捕獲の相談から、住民課さんに相談して県の窓口を利用して、そして捕らえて一定期間おいて、今度は病院へ連れて行って去勢手術を行って、去勢された猫は耳に三角の切り込みが入るんですけど、そういったことでまた地域に戻していくという、この一連の流れの中で、もう少し町の方でのサポート、なかなか人員が少ない中、難しいかとは思いますが、ノウハウですね、そういったものも持ってる方もいらっしゃると思いますのでね、町の方でもボランティア募集、例えば地域猫活動に助成金、県の助成が制度がありますと。相談に来てくださいと。併せて、そういうボランティア。保護猫活動のボランティアの方、そしてまた保護された猫を引き取る方、保護猫の里親って言うのですかね。そういった方も併せて、三位一体でやっていけば、猫ちゃんもかわいそうな殺処分からね、まだまだ300頭もいてるというふうに、部長に聞いてもらったら、猫の頭数として

ね。非常に大きな数ですので、やはり動物の愛護基本法にありますようにね、1匹でもそういう不幸な猫を防いでいくということで、ひいては地域の衛生環境も守っていくということですので、もう少し、その町の一連の流れの中でのサポートは、どのようにお考えでしょうか。

住民生活部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田部長。

住民生活部長（吉田一弘） この質問いただくまでに私ども、いろいろ調査、勉強させていただいたんですけども、今現在そういう相談は多々ございます。猫のふん尿で困っているというようなことの相談はございます。ただ、有効な対策を打ててないというのが実情でございますので、先ほども申し上げましたように、まず県と、その地域猫活動への支援事業の協定を結ばせていただいて、平群町さん、あるいは奈良市さんは、ちょっと行政規模的に、あんまり参考になるかどうかわかりませんが、また今、御紹介いただいたような、そういう猫の保護活動をされている団体、そういうところとも連携を取れば、またその地域の猫活動をされるグループの支援が、行政としても何らかできていくのかなというふうに考えております。

町としてもですね、これ今まで全く、ちょっと手つかずのところですので、その辺は町としてもノウハウをちょっと積み重ねながら、やっていきたいというふうに考えております。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 町の方でノウハウを積み重ねながら、まず県の方の制度の当初、初年度に、年度当初に、そういった制度を取り入れ、住民に周知していくと。その後のサポート体制、保護体制についてはまた順次、走りながら考えていくということによろしいでしょうかね。

私の1問目の質問は、これで終わらせていただきます。

議長（森田 瞳） はい。次に、「2. 町職員の管理職への登用について」答弁を求めます。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井副町長。

（富井副町長 登壇）

副町長（富井文枝） それでは、上林議員の二つ目の質問、町職員の管理職への登用について、御答弁させていただきます。

令和5年度における管理職職員に占める女性職員の割合でございますが、23.0%でございます。

次の2番目の、近年の管理職の昇進についてでございますが、その状況についてでございますが、本町では管理職への昇進につきまして現在、経験・実績・資質により実施をしているところでございます。性別により区別しているところではございません。

また、職員について、職種、職域に応じて管理職手当または時間外勤務手当が支給されております。一定時期または期間を限定して、各手当の支給額が逆転することはあるかと思っておりますが、管理職への登用は能力に応じて実施しております。手当の逆転により管理職を許容しない職員が増えているとは考えておりません。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 当町の女性管理職の比率というのが、23%ということですが、昨年以前はどのくらいだったんでしょうか。ここ数年ぐらいは、どれぐらい。3割を超えてましたでしょうか。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総合政策課長。

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。少し古いデータにはなるんですけども、平成元年度につきましては、28.1%というデータは今、持っております。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 町の方で、目標は何割以上とかいう取り決めは、ないのでしょうか。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。副町長。

副町長（富井文枝） 先ほども述べさせていただきましたが、性別により区別していることはございませんので、資質により管理職として登用しております。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 能力と資質によって、その管理職登用ということで、男女の別なくということに登用してるということなんですが、町が実施しております、特定事業主行動計画、女性活躍推進法などの中では、どのように決められておられますか。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総合政策課長。

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。平成28年3月策定の安堵町特定事業主行動計画の中におきましては、女性の管理職の割合を目指すべきところと

して、3割から4割という形で、策定の方はさせていただいております。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 能力によって登用というのは、もっともなことなんですが、ある程度女性の活躍推進ということで当町も採用しておりますので、その目標は今、総合政策課長から聞いた3割から4割と、これに比べたら若干低いんですが、ほぼほぼ乗ってきてるなということで、副町長もおられますし、あと課長補佐の数も大体そういう3割程度かなというふうを感じるんですが、そもそもですね、安堵町の定数条例で、職員数が135人というふうに決められて、昨日もあったんですけど、とてもやないけど、この人数は予算規模でも膨らみますしね、難しいというのはよくわかるんですが、昨年の12月の体育館等の管理業務委託の議員勉強会でね、出された資料に基づきますと令和7年度で、4月1日で77人おられるということで、計画してる職員は82人で、マイナス5人、そこに保育教員23人ですかね。業務員を除くということでありまして、それで105人になるんですが、こういう理解の仕方よろしいでしょうか。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総合政策課長。

総合政策課長（増田篤人） はい。そのとおりでございます。

6番（上林勝美） そしたら、まだまだマイナス4人か5人ということで、計画職員数に比べたらマイナス4人と。そこで病気で休んでおられる方もいらっしゃいますので、かなりな負担が町全体では、かかってきておるといふふうに理解いたします。

平成26年以降、町の職員数は上昇していった、平成31年をピークにどんどんどんどん減ってきて、19年は95人いてたんですが、今78人ということで、こういう大きな波で、どんどん減ってきてるんです。

近年、全国の自治体で、人材確保に苦慮するというケースが増加しています。少し前までは、公務員と言えれば安定した職業であると認識され、人気の高いものでした。当時は職員の新規募集を行えば、ものすごい倍率になるなどの応募数があったかと思ひ

ますが、そうした時期と比べ、現在応募数は減少してきているのではないのでしょうか。

全国的に見ると、地方公務員の離職率は増加しております。特に、若手地方公務員の離職が目立つとのこと。安堵町でも、実職員数は2019年をピークに減り続け、新規募集を行っているものの、病休者等も発生しており、職員を適材適所に配置するのに大変厳しい状況であるため、出先機関の外部委託なども実施計画されています。

そうした中で、行政サービスを維持向上し、住民の暮らし、福祉を守る観点から、町職員の人材確保・育成については喫緊の課題であると認識いたします。そこで、議会の中でも、積極的なこの議論について必要だと思います。

今回は職員の管理職の登用について質問しておりますが、残業と残業手当、残業手当は現在、残業時間ですかね、残業時間は概ねどのようになっていますか。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総合政策課長。

総合政策課長（増田篤人） 本町の一人あたりの、各月の超過勤務時間の平均ですけども、今のところ5時間という数字が出ております。これは令和5年度実績でございます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 5時間ということで、近隣の他町と比べますと本当に残業時間が、しっかり管理されてるといふふうに思います。

他町は残業手当だけで10数万円とか、そういう職員もおられるようで、管理職手当は基本給×%ですので、職責に応じて出るということですので、一定の定額ですね。

しかし残業手当は時間数に応じて出ますので、逆転すると。残業した方が貰うお給料が高くなるという逆転現象が、いくつも近隣の他町ではあるというふうに聞いておりますが、安堵町はそれは聞きますけど、先ほど、ないとおっしゃったんですかね。ないのでしょうか。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田課長。

総合政策課長（増田篤人） 先ほど副町長が答弁いたしましたとおり、条件によっては一定時期、逆転する可能性はないとは言えません。ただ、今の平均している状況から見ますと、あまりないのかなというふうには想定できるかと思います。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） そんなに多くの残業で残ってないということで、管理職手当と比べても一定程度、関係を保ちながら維持できてるということで、非常に喜ばしいというか、そういうことになります。

それで、あと聞きますが、年休の消化については、現在どのようになっていますか。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田課長。

総合政策課長（増田篤人） 先ほど森田裕康議員も御質問いただきましたが、令和6年で1日と5時間、職員の年次有給休暇の取得状況の平均でございます。
以上でございます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 年休が20日ありますので、限りなく20日に近づけて、リフレッシュなども活用しながら、もう少し上げていければなど。

私おりましたJRではもう、年休20日は完全に消化という形で、もし残したら大変に、現場の管理者も全部いかれますので、必ず20日、最低でも40日、前年度の分は移行していきますので40日必ず使うようにということで、よっぽどの大事故と

か何かがない限りは消化できると。JRでもできてるんですから安堵町でも当然、民間会社ですけどできるというふうに考えますので、休暇の日数というのも上げていただきたいというふうに考えます。

それで、元に戻りまして女性の登用、管理職の登用ということで、適材適所で3割から4割は目指していくということで、管理職手当と残業手当もバランスが取れて、非常に当町としてはすばらしい運営というふうに言いたいと思うんですが、これを維持しながら、そしてもっと働きやすい環境、年休も取得できで話しやすい、風通し、ハラスメントという質問もありましたので、そういう両面から、働く時間、給料、そしてハラスメント。そういった全体のことを勘案しながら、大変な町政運営となりますけど、その辺を勘案していただいて、運営していただきたいとお願いしまして、この質問を終わります。

議長（森田 瞳） 次に、「3. 戦後80年の今年、安堵町の戦争被害の検証と継承について」答弁を求めます。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辰己教育長。

（辰己教育長 登壇）

教育長（辰己秀雄） 教育委員会の辰己です。上林議員の質問にお答えいたします。御質問の1の戦争被害の状況、そして2の認識についてですけれども、併せてお答えさせていただきたいと思っております。

教育委員会といたしまして、安堵町史の本編、あるいは資料等より把握できることといたしまして、人的被害は戦後80年ということで、戦没者158名と、当町も大きなものであったと認識しております。

また、昭和20年の1月、そして3月に、隣の大阪市の本格的な大空襲後に191名の疎開者、安堵小学校に77名の児童の疎開転入がございました。また空襲の激化に伴って、鶴橋国民学校の児童117名が疎開してきたとの記述もあります。

また、敗戦に伴うインフレ、あるいは食糧危機の深刻さ等、他市町村同様、戦争の傷跡は想像を絶するものであったと認識しております。

また、安堵町の戦争体験者の聞き取り等でも、米軍の艦載機が低空で迫ってきて機

関銃を玉のように打ってきたというようなことや、当時の学校の運動場は畑になって、サツマイモを植えていた。あるいは中学生のほとんどが、実質勤労奉仕ばかりであったというようなことの、個別の聞き取り内容、例えば、町内にあります「ねこじゃらし」が作品として作っておられます、戦争体験記の手記の中でも、そのようなことが把握されておることも存じ上げております。

ただ、安堵町独自の、公的な戦争被害の詳細な資料ということについては、持ち合わせておらないのが現実でございます。

しかし、戦争は加害、被害の両側面も有しており、歴史認識も含めて、憲法・教育諸法にも明記されておりますように、二度と繰り返してはならないもの。さらには現在、世界各地で起こっている戦争、命に関わる諸紛争は、あってはならないものと認識しております。

また、3点目の、子どもたちへの平和教育、あるいは「非核平和都市宣言の町」看板再掲出についてのことでございます。これらの質問については、令和6年の12月議会で、森田裕康議員の議会質問にもお答えさせていただいた内容のとおりでございます。

学年の発達段階に応じて、戦争を題材にしたビデオ。同様の物語のアニメの視聴等を通して平和学習を進め、加えて夏休み中に、原爆慰霊祭や終戦記念日の報道視聴を促して、平和に関することを調べる学習。また、聞き取り学習等を課題にし、それを基に2学期に平和学習のまとめを進め、学級通信や発表会を通じて保護者にも知っていただき、家庭でも戦争や平和について話をするきっかけになるようにと努めて、進めております。

また、その集大成として、小学校6年生は10月に広島方面、中学校3年生は5月に長崎方面への修学旅行を実施しております。その折に、小学校では独自の取組として、事前に町内の極楽寺の広島大仏を訪れ、その歴史を学び、平和公園訪問時に、戦後5年間、原爆ドームの真横にございました、安置されていた広島大仏が安置されてきた寺跡にまいり、千羽鶴を納め、平和への誓い、祈りをささげております。

特に、令和6年度は、日本原水爆被害者団体がノーベル平和賞を受賞されたこともございまして、学習意欲が大変高まったと聞いております。まさしく、看板の有無にかかわらず、平和都市宣言の町としての継承の精神を学んでくれていることと受けとめております。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 戦争の経緯について、安堵町のことを述べていただきました。

最後の方で、一番最後で、看板の設置はもう考えてないということなのですが、そこをもう一度考えていただいて、もちろん富本憲吉、今村勤三。そういう多大な先達、貢献された方の掲出は、もちろんそれはそれでよいことなのですが、やはり議会で議決した、非核平和都市宣言の町というのをもう一度御一考いただきたいというふうに考えます。

2025年は先の大戦が終わってから80年目という節目の年に当たります。この間、他国の人を一人も傷つけず、国内でも戦争による犠牲者を出すことなく、平和国家としての歩みを続けていくことができました。安堵町史の歴史編、戦時下の暮らし、教育長からも紹介がありましたが、人々が戦時体制に組み込まれていく、戦前の記述が残されていました。私も歴史民俗資料館と図書室に行って資料を見ましたが、なかなか町制史以外は、そういった詳しい資料がなく、県立の図書情報館の方へも行っていろいろ調べたけど、安堵町については教育長おっしゃるぐらいの資料しか残ってないということだったんですが、その町制史の中に次の記述があります。

昭和6年、1931年。日本は自ら引き起こした柳条湖事件、満州事変をきっかけに、中国東北部、満州を全面的に侵略し、さらに同12年、盧溝橋事件から中国全土へと戦火を広げていった。戦争の規模が拡大するに伴って、青年や女性の団体をはじめとして、人々の生活がすべて戦時体制の中に組み込まれていったと。これ教育長、先ほど述べられたね、学校も、生活も、すべて飲み込まれていったということだと思います。

私は、80年続いてきた平和をこれからも、90年、100年、110年と守り続けていくためにも、非常に大事な時期に来ているというふうに感じます。政府は暮らしや社会保障を犠牲にして、軍事費を別扱いの大幅な増額を来年度予算に盛り込もうとしています。日本を取り巻く安全保障環境が変わったということを理由に挙げていますが、そのことを国民の皆さんにも一緒に考えていただきたいと思えます。

米軍と一体になって軍事で構えると、相手もそれ以上に増強しようとする、いわゆる安全保障のジレンマにはまり、地域の緊張も高まってまいります。

戦争は、一旦始まってしまえば、終結に至るまで多くの犠牲を伴い、時間がかかり、非常に困難な道であることは、ロシアのウクライナ侵略やイスラエルによるガザ地区への無差別攻撃を見れば誰でもわかると思います。

紛争は、平和憲法を生かし、武力に頼らず、ASEANのように対話の外交戦略で解決していくべきものと考えます。日本被団協が昨年ノーベル平和賞を受賞しました。ノルウェーノーベル委員会が受賞理由として、広島と長崎の原爆の生存者、被爆者による草の根運動に取り組んできた日本被団協は、核兵器のない世界の実現を目指して尽力し、核兵器が二度と使われてはならないことを目撃証言を通じて、身をもって示してきたことが評価されたとされています。

今回は、身近な安堵町の戦争の被害について考えていきたいと考え、一般質問を挙げさせていただいております。私が歴史民俗資料館の学芸員の人に聞いた戦没者の数は179人でした。お名前は全部記載されておるんですが、どこの戦争で、どの戦争で亡くなったと。どういう状況だったのかということは一切、書かれておりませんでした。

そして、個別に教育長の方でいろいろ、学校の方でもサツマイモを植えたり、鶴橋国民学校を受け入れたり、疎開をしたりということで話がありましたが、私が断片的に聞いた話では、やはり学童疎開の受け入れや国民学校、太平洋戦争が始まると同時に小学校が解消されて、国民学校というふうになりました。教育は、ほとんどおっしゃるとおり、戦争に勝つために、男やったら兵隊さんになりたい。女子は、女子挺身隊というのをね、愛知県とか方々にあるんですけど、うちの母親も愛知県の女子挺身隊に15歳で行かされて、吉野の方から。で、鉄砲の玉を作っておりました。そして、学校にある施設として奉安殿。これ、天皇のお写真を、天皇皇后と、それが祭ってるところですが、そこが校長先生が一番大事な場所で、命をかけても、その写真だけは守らなアカンというようなものであったというふうに聞いております。

そして、常にラジオでも日本の優勢を伝え、日本は敵機や敵艦を攻撃して撃ち落したという放送ばかりが、もうラジオは1軒に1台あったということで、そういうふうに述べておりました。

そして鍋釜。これはもう供出して、戦争に供出していたと。空襲警報のサイレンが鳴ると、防空壕は各家庭にあったと。そこへ皆、掘って、その中へ逃げ込んで、防空頭巾を被って。

そして兵隊さん。笠目の新家のお宮さんから旗を持って、法隆寺駅まで一緒に旗を振って送り出した。小学校、当時1年の人が、そのようにおっしゃっていました。

そして、富雄川で鰻取りに、川で泳いでいたら機銃掃射に遭い、友達と一緒に隠れた。麦・イモなどを植えた。超低空飛行機の兵士の顔がはっきり見えた。柿の木が風圧で物凄く揺れた。機銃掃射の耳をつんざくような発射音を聞いた。

というふうに安堵町でも、実際の戦争に遭って爆破されたとか、そういうのはないんですが、こういう学校や、生活や、いろんな場面で、こういう言葉の伝え方もあるというふうに考えます。

そこで、平和教育についてなんですが、ビデオを見たり、アニメを見たり。そして修学旅行や、聞き取りや、終戦の記念の日の視聴をしたりということであるんですが、その前にすいません。安堵町議会でもこの間、平和の決議としまして、非核平和都市宣言に始まりまして、「ロシアのウクライナへの侵攻を非難する決議」そして「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准の議論を進めることを求める意見書」、「ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に求める意見書」この間、安堵町議会でも、これらの決議を上げていただいて、平和に一定程度、安堵町、地方から発信してるという状況であります。

そして、平和教育についてですが、そういった教育長おっしゃった活動というか、勉強も大事だと思うんですが、もっともっとう身近に、こう戦争が感じられるような語り部など、広島の被爆者などを学校に呼んでお話を聞いたり、また、原水協などを通じて紹介してもらい、平群町など近隣の市町村でもやっております、平和の集いということで、平群町の社協など町も入って一緒にこういう行事をされて、講演や、はだしのゲンの映画会とか、戦争の時の遺品、戦死者の墓碑の調査とか、企画展としまして豊川海軍工廠に行かれた方の、女子挺身隊のお話を聞くとか、そういった、二日間に渡ってこういう展示も、講演も、映画もということをやっておるんですが、こういうことも取り入れながら、私、最初に申しました、その被爆者の話を聞くということで、私の先輩で、田中重光という方、JRの先輩なんですけど、この間オスロへ行きまして、ノーベル賞ということで。長崎被災協の代表委員、日本被団協の。方なんですが、昨年9月、長崎に行った折、お会いして一緒に食事する機会があったんですが、その時は、まさかノーベル平和賞を貰うとは思っていなかったんですけど、いろんな場面で登場されて、その方も、なかなか来てくれるとかどうかわかりませんが、田中重光さんにも話して、もしノーベル賞をもらった方が安堵町に来て話をすると、して貰えると、長崎ですの遠いんですけど。もう86歳です。そういった方の話も聞くとか。もちろん安堵町での戦争体験された方の話を聞く、ねこじゃらしさんのそういう、お話を作っておられる、そういう話も小学校の児童などにね、していただきたいというふうに考えますが、その

点、町長、どのようにお考えでしょうか。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

町長（西本安博） 平和に関していろいろと、お話をお聞きいたしました。それはもう、地方から発することもあり、あるいは国レベルで動くこともあり、ということで、やはり両方が、意見が一緒にならないと、前向いていかない問題だと思います。

いろいろな考え方もあると思います。ただ、日本は悪い国や、悪い国やという自虐心を煽るようなやり方というのは、私どもとしても、もう、この時代となったら、いかなもんかなとも思いますんで、そこは、すべての住民の方々、あるいは国民が納得するような中で、平和を求めるいろんな行事をやると。考え方を持つというのは大事なことかなと思っております。

もう一つは、町の入口の看板で、一つだけ抜けてるの違うかというお話をされました。あれは簡単に言いますと、ストリートビューということで、その町がどんな町であるのかをまず知っていただきたいということを目的に建てた物でございます。

ただし、その中で、ローソンの前の中の一面は、「お互いを尊重し、心の通い合う温かいまち」という表現をしております。これは今、議員もおっしゃった、すべてがここに入るんだと。戦争も、原水爆も、すべて。他人を大事にせん限り、またそういう過ちが起こるとということで、やはり他の人を大事にしましょうという思いを込めて、この一言に書かせていただいたつもりでございますんで、決して、おっしゃってる表現があろうと、なかろうと、平和を大事にするということについては、自治体としては、一番の目的ではないかと思っております。

いろいろと大事なことを議会でも決議していただいております。それは、その自治体のものの考え方として、発信していくということでございますので、議会で議決していただいたものを全部あそこへ書き込んでいくという訳にもいきませんので、この一言で、私どもの安堵町の平和への思いというのが入っているものと解釈をさせていただきますので、御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 教育長、先ほど。意見どうぞ。

教育長（辰己秀雄） 聞き取り、あるいは語り部等に話をしていくというような学習の方法は、いかがなものかという御質問だったと思います。

今現在でも、子どもたちは自分のおじいちゃん、おばあちゃん等、里帰りした時とかも含めて、その聞き取りを大事にしているのは、その辺のところ、ただ、それも少しずつ、戦後80年ということで年齢が高くなっておられますので、その年代の祖父母になかなか出会うということも、今の子どもたちの世代からは難しくなっておりますので、先ほどおっしゃってました、その方々から聞き取られた戦争体験記等をねこじゃらしさんなんかは作品として持っておられまして、それは現在、大人向きに展開されている時の資料として使っておられるので、それを子ども向きに手直しをして、子どもたちへの読み聞かせの時にも使えるような形で工夫して、進めていただくようにもお願いしたり、状況を聞かせてもらったりして、進めさせていただけたらなというふうに思っております。

また、修学旅行等におきましては、平和祈念館というのが隣にございますので、そのちょっと空き教室の都合もあるんですけども、直接被爆された方々や、被爆者団体の方々にお話を聞く場っていうのは、向こうの現地学習の時に設定をしたり、ちょっとその場所が、かなわなかったら、夜、宿舎の方で、そのお話を聞き取りさせていただいたり、というようなことも組み入れておりますので、語り部から直接聞くということは大事にしていきたいというふうに考えております。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。時間が経過しておりますので、最後、端的にまとめてください。一言でまとめてください。

6番（上林勝美） はい。すいません、時間押してまして。

いずれにしても、その戦後80年ということで、世界各国を見ますと争いごとが絶えない。そしてまた、戦争の危険。特に核戦争。核を使うんじゃないかということで、被爆者の方が訴えておられます。

安堵町としても、この戦後80年。節目としまして、やはり学校でもそういう体験、教育、語り部の教育、身近に感じられる教育、そして町としても、そのストーリートビューもあるんですが、そういったことを明記して、平和市長会議というのも、日本全国の市長が参加してされてるんで、そこでは非核平和都市宣言、非常に重要な項目として扱われておりますので、その点をお願いをいたしまして、私の質

問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（森田 瞳） はい。これで上林議員の一般質問を終わります。

只今、2時でございます。約10分、休憩いたします。

休 憩（午後 2時00分）

再 開（午後 2時10分）

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番 松田議員の一般質問を許します。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

（松田議員 登壇）

1番（松田 勝） 1番 松田勝です。本日は、「企業版ふるさと納税について」質問させていただきます。

2016年に創設されたこの制度、当初は20億円から30億円程度の寄付金でしたが、2020年に税の優遇拡大が拡充されたことから、毎年100億円単位で増加し、2023年には470億円となりました。寄付を受け入れた自治体数も9割となり、地域課題の解決に役立っています。

当初は2024年度までの時限措置でしたが、自治体及び企業からの要望を受け、2025年度から3年間延長されることとなりました。

安堵町における今後の取組状況を伺います。

以上です。

議長（森田 瞳） 「企業版ふるさと納税について」答弁を求めます。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井副町長。

（富井副町長 登壇）

副町長（富井文枝） それでは、松田議員の御質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税につきましては、平成28年度に創設をされた制度で、国が認定をした地域再生計画に位置付けられた地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄付を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みでございます。

議員御質問のとおり、企業版ふるさと納税については、当初は2024年までの時限措置でございましたが、企業や地方公共団体からの強い要望で2027年までの延長が決定をされたところでございます。

本町の現在の取組といたしましては、制度の延長により、内閣府地方創生推進事務局に2025年以降の新たな地域再生計画の認定について、申請を行っているところでございます。

この計画が認定をされましたら、企業からの支援を受けながら、計画の中の目標の達成に向けて事業を進めてまいりたいと考えております。

なお、これまでの企業版ふるさと納税の実績でございますが、令和6年度に1件、南都銀行より200万円の寄付を受けております。

以上でございます。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1番（松田 勝） 答弁の中で「第2期安堵町ひと・まち・しごと創生推進計画」の認定を今現在されてるということですが、私も冊子をいただいた時に内容ちょっと確認は、させていただいております。

ただ、この「ひと・まち・しごとの創生推進計画」というのは結構、項目的には多くてですね、例えば、企業さんから見れば、どの部分に応援したらええんかっていうのが、非常にわかりにくいと思うんですね、実際には。申請をされてる時に、タイトルはこれやけども、どっかに絞ってやってるというようなことはないんでしょうかね。その辺どうでしょう。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井副町長。

副町長（富井文枝） 松田議員にお示しをさせていただいた分については、新たな今、策定の計画についてお示しをさせていただいたかと思います。かなり細かくなっておりませんが、例えば、今回の南都銀行のケースでいきますと、安堵町としてどの事業について一番中心にされてますかっていう聞き取りが何回かございまして、では、この子ども子育ての方の事業にしましょうとかっていうような形になると思います。

今回、南都銀行の方には、安堵町で新生活を始めたい。いつまでも暮らしたいと思える。この事業について寄付をいただくというような決定をしましたが、企業について、何とか支援をしたいなっていう場合につきましては、いろいろな御相談を受けながらの寄付というような形をとっております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 企業側から見ればね、今も若干おっしゃったけれども、どういうものに支援したいというのが必ずあるんですね。安堵町の何、例えば、斑鳩町の何というように、それぞれ企業側は何を目的にするかっていうのは決めておられますから、その今、言うてるようにあまり幅が広すぎると、企業として何をしてええんか、わからんというのがありますから、例えば、企業が手を挙げられた時には、そういう細かいことも詰めて寄付をいただくということになる、ということではないんでしょうかね。考え方として。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井副町長。

副町長（富井文枝） 事業とおっしゃいましたが、まずこの再生計画の基となるのは「まち・ひと・しごと総合戦略」の、今現在公表させていただいてる、その特化した事業の中でございます。その中から再生計画を立てさせていただいてるところです。

細かいとおっしゃっていただいているのは、それはもう内閣府の指示による計画の上げでございますので、細かくもなりますが、目標としている部分の一番中心となるのは総合戦略で、町としてどうやって進めていくかという、大きく3本ですが、3本のところを表に出させていただいて、これは県全体で、企業版ふるさと納税について推進していこうというところでございます。

わかりやすいパンフレットも、県を中心に作成をされております。それを見ながら、企業としては寄付をしていただくような、わかりやすい内容にもなっているところでございます。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 先ほど、答弁にあった南都銀行のお話。南都銀行で200万円でしたかね、お話ありましたけども、その際はどのような支援の方法、何に対して支援いただいたかというのは、ちょっとわかれば教えてください。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。副町長。

副町長（富井文枝） 今回につきましては、目標としては今、申しました、新生活を始めたい。いつまでも暮らしたい。っていうところですが、今回、令和6年に、保健センターの中にキラリエの整備をさせていただきました。この事業について御説明もさせていただき、この事業の遊具等の設置について、かなり御理解をいただきまして、これ

に寄付を活用させていただけたらどうかというお話をさせていただいて、この200万円については、この一部を使わせていただくこととなっております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） そういうことでね、私が言いたかったのは、あまりに範囲が広い部分については、企業側としてやっぱりわかりにくいということで、やはりわかりやすい提案をね、やっぱりやっていただかないと、やっぱり集まらないかなというふうに思いますんで。例えば「ひと・まち・しごと」ということで、一くくりにやっておりますけれども、企業に、やっぱり宣伝活動というのはできる訳ですよ、そういう意味では。たまたま、ここに本社があったら駄目なんですね、要は。ということで、それ以外の企業はアプローチもできるということですので、できましたら、その「ひと・まち・しごと」全般ではなくて、そのうちのね、何か一つをもって宣伝活動するというような格好でね、やっていただければ、可能性も大きくなるのかなと思いますんで、その辺ちょっと、もしあれば。計画、変更までいきませんが、わかりやすい計画ということでお願いをしたいと思います。

それとですね、先ほども若干言いかけてましたが、本社がある所は、その地方自治体には、ふるさと納税を納められないという決まりがありますから、安堵町で企業って結構ありますよね。そのうち本社企業は何割で、非本社企業は何ぼってというのは、わかりますか？

議長（森田 瞳） わからなかったら、わからないでいいやんか。

総合政策課長（増田篤人） わからないです。

議長（森田 瞳） いい加減なことを言ったらあかんで。

総合政策課長（増田篤人） すいません。ちょっとその資料の方は、持ち合わせておりません。本社機能のある企業といたしましては、山崎実業さんであるとか、イシメンさんとか、そういったところは、名前は思いつくんですけども、ちょっと比率っていうと

ころまでは、ちょっと申し訳ありません。データの方を持ち合わせておりません。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 比率の話は置いといたとしてもですね、要は先ほど言ったアプローチができる、できないっていうのはありまして、本社企業以外の企業でしたら、安堵町内にある企業に対して、今現在その申請されてる「ひと・まち・しごと創生」の関連ですね、例えば、安堵町でパンフレットを作って、会社訪問もできるようになってるんですかね、これ。宣伝活動がどうであるんかちゅうのは、ちょっと私も全般的には知らないんですが、要はアプローチができるようにはなってると思うんで、そういう格好でのやり方っていうのも、ちょっと工夫はできると思うんですが、その辺いかがでしょうか。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。副町長。

副町長（富井文枝） 現在は、県が作成いただいております県全体の市町村のパンフレット、これを活用させていただいたりもしておりますが、ホームページに載せたりもしておりますが、また松田議員おっしゃっていただいているように、努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） そしたら今ね、認定を求めておられる分については、先ほどから言ってる、要はアプローチも十分考えていただいて、取り組んでいただくということなんですが、午前中、近藤委員からもお話あったように、堆肥づくりの話。ちょっと私もいろいろ考えててですね、昨日もね、報告しましたけれども。やはり安堵町として

農業対策をどうするかということで、やはり私もちょっと、真剣には考えてるけど実行が伴わないというのが現在ですけれども。

例えば、この企業版ふるさと納税にですね、そういった堆肥づくりに関する計画、認定をやってですね、住民とともに。いわゆるプロジェクトやね、言うてみたら。役場の誰がするというのは無理ですから。また、あるいは農業委員会が主になってやるとかね。そういう決め方をすると、やっぱりなかなか軌道に乗らないということもありまして、この企業版のふるさと納税については、人材も可能だということがあります。ですから、お金だけではなくて人材も可能性ありますから、こういった堆肥づくりの関連、あるいは第6次産業と言われるもの。こういったものをやっぱり安堵町で何とかしていこうとするんであればですね、そういった、ふるさと納税型のやり方もあるかとは思いますが。

先ほど、ちょうど事業課長の方が、事業部が声を掛けて、声を出してという話がありましたので、その辺もう一度、これからのね、取り組みについて何か案があれば、ちょっとお願いしたいんですが。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田課長、どうぞ。

事業課長（池田佳永） 事業課長の池田です。先ほど午前中の一般質問にもありましたように、うちの補佐が情報等ノウハウを持っているということもありますので、事業課からも発信という話もさせていただきました。例えば、新たなその担当部署ですね、そういったところへ、自ら行くことによって、その事業を進めるとか、そういうことも行えるかもわかりませんし、そこは町の中の組織の中の一環の話になります。

ただ、今、言ったみたいに、企業からの人材ですね、をいただくというメリットに関しましては、すいません、僕も企業版ふるさと納税のことをあまり詳しくわかっていなかったというところもありますので、今後また勉強させていただいて、例えば、課長一人、あと課員に関しては、企業から来ていただいた人材で一つの組織を作ることによって、こういった、先ほど申しました堆肥づくりから、安堵町の新名品って言うんですかね、お土産品と言うんですか。そういった物まで作るような事業の、事業化の検討というのも進めてみていいのかなとは思っております。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 役場の方でね、やっぱり声は出したけれども、やっぱり人材っていうのは、中では集めることは、やっぱりできないと思うんですね、実際には。確かに、あれですよ。声掛けて貰って、誰か何人もね、その中に入れてくれたらいいんですけども、やっぱり現実的に、それは無理じゃないかなというふうに思ってるんですよ。ですから、例えば、農業従事してる人とか、例えば、農業委員やからどうのこうのじゃなくて、それに援助できる人を集めたプロジェクトを作らないと、それを役場の人か声を掛けてやるというようにしておかないと、役場の人か、どっかの部署でやるわ。って言うたら、多分できなくなりそうなんで。あえてそう言うてるんですけども。やっぱりそれぐらいの形で整理をしていかないと、まず駄目だろうなど。

さっき言った人材のやつは、企業版のふるさと納税については、どっかの会社から、そういう知識がある人がこちらへ派遣されて、ここで仕事をするというのは可能なんですよ。ですから、そういうことも含めて、考えていったらどうですかということなんで。ちょっとその辺またね、ちょっとどこまでできるかは、まず置いて、やっぱり今後進むべき方向。例えば、農振地、農振地と言うけどね、農業振興のための土地やのに農業振興ができないわ。というような格好になってますから、やはりそういったところも解決していく方向で、いろいろ考えるというのが大事になってくると思いますんで、もうちょっと展望だけ。もうちょっと、もしあれば。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。副町長。

副町長（富井文枝） 松田議員の、いろいろお調べいただいた内容については、まさにそのとおりでございます。3本の推進事業について、どこまで企業の皆様が支援をいただいて、協力をいただくか。そこについて、また新たなプロジェクトも作り出されるかと思えます。まずは、魅力ある安堵町の取組について、どう発信して、企業がその支援をしていただけるか。っていうところの、まずそのマッチングの努力を、まずそこから進めていきたいと考えております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） とりあえずは、先ほどから言ってますように、認定されたら相手の企業へのアプローチ、いわゆるチラシの配布ですとか、こういう事業をやってますよという、そういう、いろんなアプローチをまずするというのと、私が提唱したと言うんかな、堆肥づくりの件、これについても、そのふるさと納税にできるかどうか。というのは、プロジェクトを組まないとやっぱりできないですよ。そうですね、多分。何も無いのに、これだけ、タイトルだけ持って行って、多分できないとは思うんで。もしこれを何とかしようとするのであれば、この3年間の間にね、やっぱりアプローチしやなあかんということになりますから、その辺ちょっと努力の方、できるだけお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

議長（森田 瞳） この質問は、これで終わります。

以上で、松田議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は3月18日、午前10時開会です。

本日は、これで散会します。

散 会

午後 2時30分
